

第1部

- 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等

第1節◆外国人の出入国の状況

1 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

ア 入国者数

我が国への外国人入国者（ワンポイント解説）数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は終戦後の混乱期にあり、また、その当時の出入国管理に関する法令（外国人登録令）では連合軍総司令部（GHQ）に入国許可の裁量を与えつつ、原則入国を禁止する立場をとっていたことから、わずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人の大台をそれぞれ突破し、17年には、16年の675万6,830人と比べて69万3,273人（10.3%）増の745万103人となり、過去最高を記録した。

平成17年における外国人入国者745万103人のうち「新規入国者」数は612万709人で、16年の550万8,926人と比べて61万1,783人（11.1%）増加し、「再入国者」数は132万9,394人で、16年の124万7,904人と比べて8万1,490人（6.5%）増加している。

ワンポイント解説

入国者

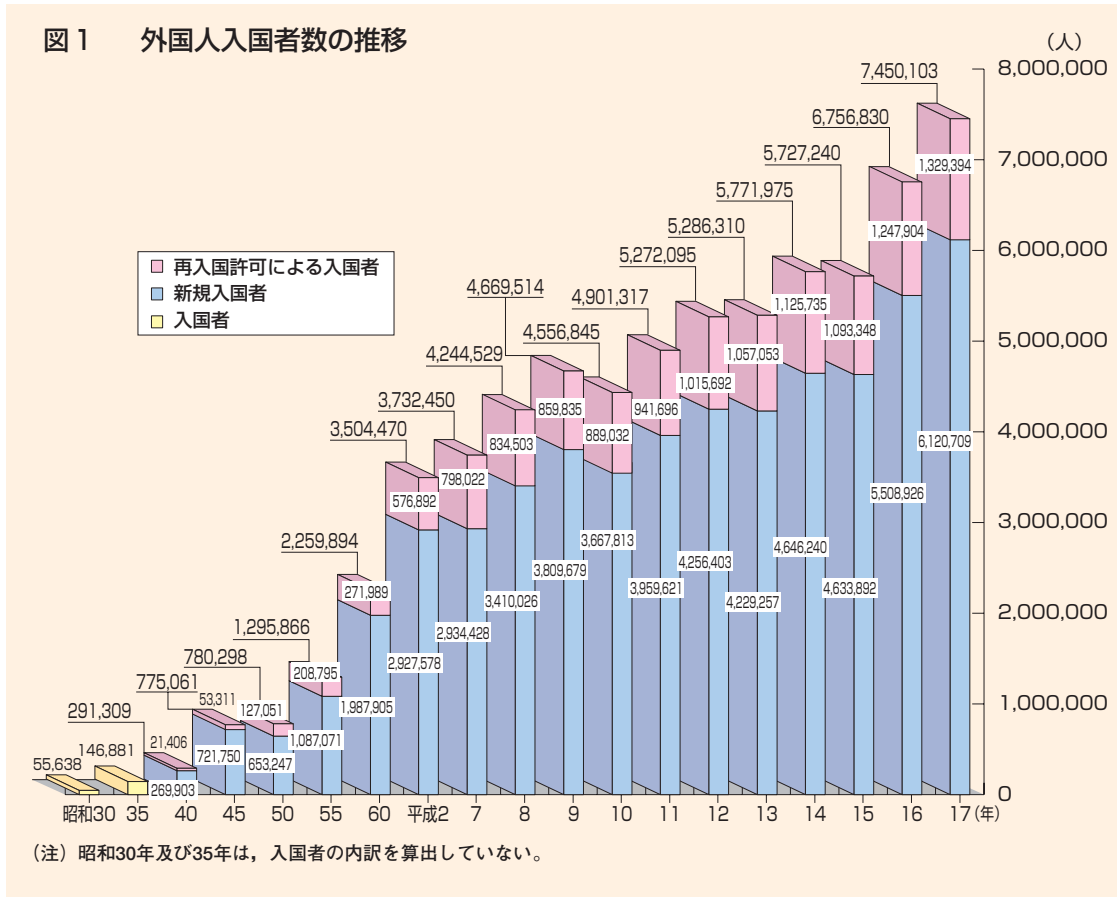
入国者には「新規入国者」と「再入国者」がある。

我が国に在留する外国人がその在留期間内に一時外国に出国した後、再度入国する際の手続を簡略化することを目的として再入国許可制度が設けられている。この再入国許可を受けて出国した外国人が再び我が国に入国する場合には、上陸申請に当たって在外公館が発給する査証を要求されず、再入国した後は従前に有していた在留資格・在留期間が継続しているものとして取り扱われる。このように、再入国の許可を受けていったん出国した後に再び入国した外国人を「再入国者」といい、それ以外の入国者を「新規入国者」という。「新規入国者」数と「再入国者」数を総じたものが「入国者」数である。

本章では、在留資格の種別を問わない統計の場合にのみ、人の国際的な往来の全体的な数量の把握として「入国者」数を用い、在留資格の種別に言及する場合には、より実態に即した傾向を知るため「新規入国者」数を用いることとする。

なお、出入国管理及び難民認定法第13条の仮上陸の許可を受けた者及び第14条から第18条までの特例上陸により入国した者は、ここでいう「入国者」には当たらないものとして扱っている。ただし、同法第18条の2の「一時庇護のための上陸の許可」は特例上陸であるが、比較的長期にわたって滞在することが見込まれることから便宜上「入国者」に含めることとしている。

この増加の要因としては、平成17年2月の中部国際空港の開港や、8月の羽田空港のチャーター便増便など輸送力の増大のほか、「2005年日本国際博覧会（略称：愛・地球博）」の開催や、それに伴う韓国人及び台湾居住者に対する査証免除措置、並びに中国人訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大等による効果が考えられる（図1）。



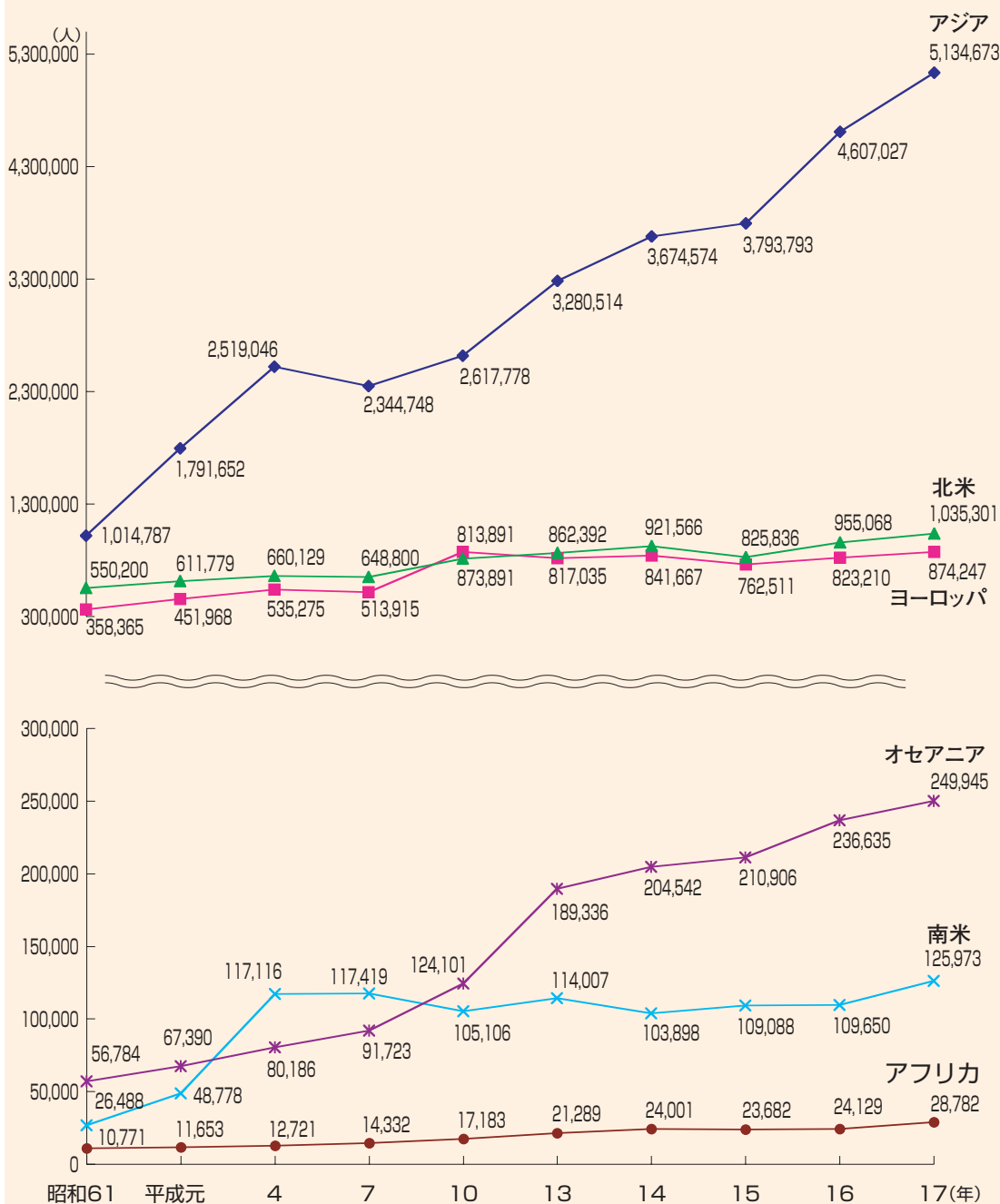
イ 地域別

平成17年の外国人入国者数について、その国籍（出身地）の地域別に見ると、最も多いのはアジアの513万4,673人で、16年の460万7,027人と比べて52万7,646人（11.5%）増加している。以下、北米の103万5,301人（対前年比8.4%増）、ヨーロッパの87万4,247人（同6.2%増）、オセアニアの24万9,945人（同5.6%増）、南米の12万5,973人（同14.9%増）、アフリカの2万8,782人（同19.3%増）となっている。

次に地域別構成比を見ると、アジアは、我が国との様々な分野における関係の深化を反映して外国人入国者全体に占める割合が近年一貫して大きくなってきており、平成17年は68.9%と16年に引き続き全体の3分の2を超えている。以下、北米が13.9%、ヨーロッパが11.7%、オセアニアが3.4%、南米が1.7%、アフリカが0.4%の順となっている。

なお、地域別入国者数は、平成15年においてはアジア、オセアニア及び南米を除いて減少したものの、16年以降はすべての地域で増加している（図2）。

図2 地域別入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の入国があり、その数は除く。

ウ 国籍（出身地）別

平成17年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が200万8,418人と最も多く、入国者全体の27.0%を占めている。以下、中国（台湾）（注）、米国、中国（注）、中国（香港）（注）、英国の順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の55.1%と半数以上を占めており、また、

上位6か国で全体の73.0%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除がなされたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国（台湾）も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあるが、特に近年は日本各地へのチャーター便を利用した旅行ブームや、台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除措置が実施されたことにより、多くの観光客が来日している（図3、表1）。

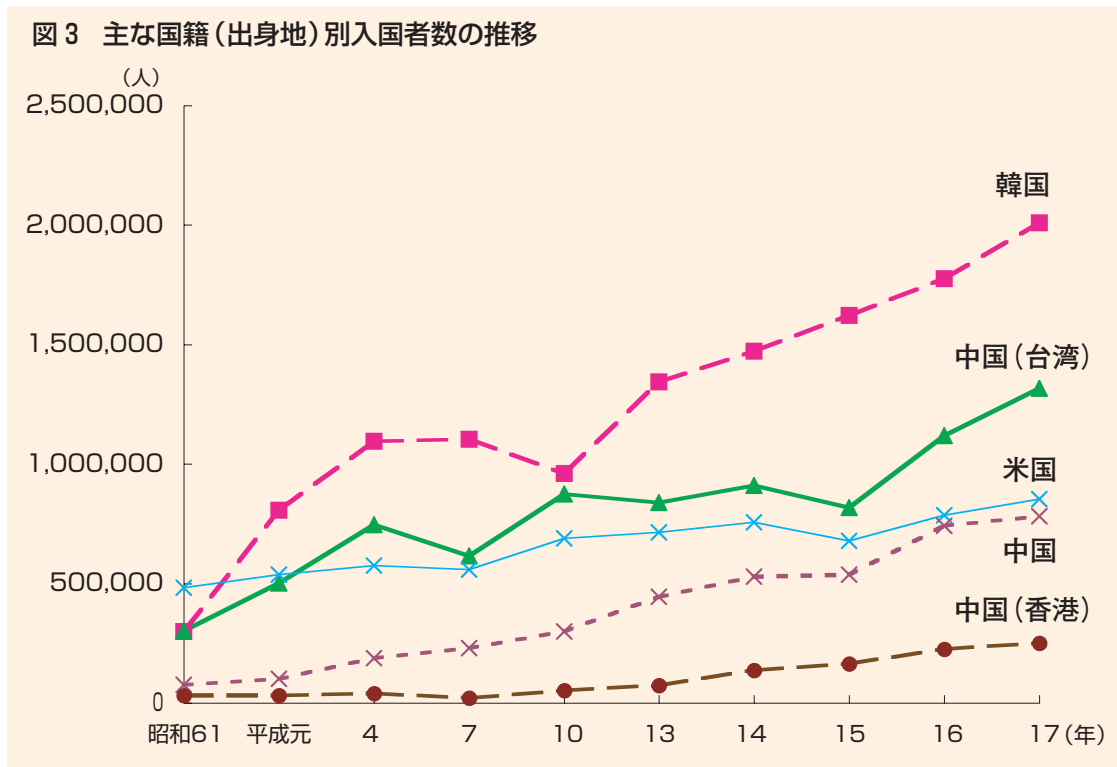


表1 国籍(出身地)別入国者数の推移

(人)

年	昭和61	平成元	4	7	10	13	14	15	16	17
総数	2,021,450	2,985,764	3,926,347	3,732,450	4,556,845	5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830	7,450,103
韓国	299,602	806,065	1,094,724	1,103,566	960,556	1,342,987	1,472,096	1,621,903	1,774,872	2,008,418
中国(台湾)	300,272	501,907	745,835	614,931	874,985	838,001	909,654	816,692	1,117,950	1,315,594
米国	482,670	538,117	574,181	558,474	688,006	715,036	755,196	678,935	785,916	853,845
中国	75,275	100,144	187,681	229,965	299,573	444,441	527,796	537,700	741,659	780,924
中国(香港)	32,271	32,007	39,460	20,378	53,278	74,704	136,482	163,254	226,321	250,366
英国	142,697	172,833	107,425	131,105	186,454	203,551	225,074	206,331	222,284	229,758
フィリピン	80,508	88,296	120,660	105,838	129,053	186,262	197,136	209,525	236,291	221,309
オーストラリア	40,534	49,778	57,171	61,373	93,196	152,480	167,868	175,315	197,940	210,043
カナダ	55,374	60,215	70,689	77,125	109,432	128,707	134,845	129,460	146,109	154,571
タイ	30,296	49,117	97,568	57,767	54,457	77,521	86,683	95,018	121,963	136,868
その他	481,951	587,285	830,953	771,928	1,107,855	1,122,620	1,159,145	1,093,107	1,185,525	1,288,407

個々の国籍（出身地）について平成16年と17年で入国者数を比較すると、大半の国・地域からの入国者は増加し、韓国が23万3,546人（13.2%）増、中国（台湾）が19万7,644人（17.7%）増、中国が3万9,265人（5.3%）増となっており、隣接国（地域）であるこれら3か国（地域）の入国者数の増加が顕著となっている。

アジア地域のほかでは、米国が6万7,929人（8.6%）増、ドイツが1万2,488人（11.5%）増、オーストラリアが1万2,103人（6.1%）増となっている。

（注）出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

エ 男女別・年齢別

平成17年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性は401万2,838人、女性は343万7,265人であり、男女比率は、男性が全体の53.9%、女性が46.1%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、16年と比べ、男性が0.2%の増加、女性が0.2%減少している。

次に、平成17年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の25.6%となっている。更に年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図4、表2）。

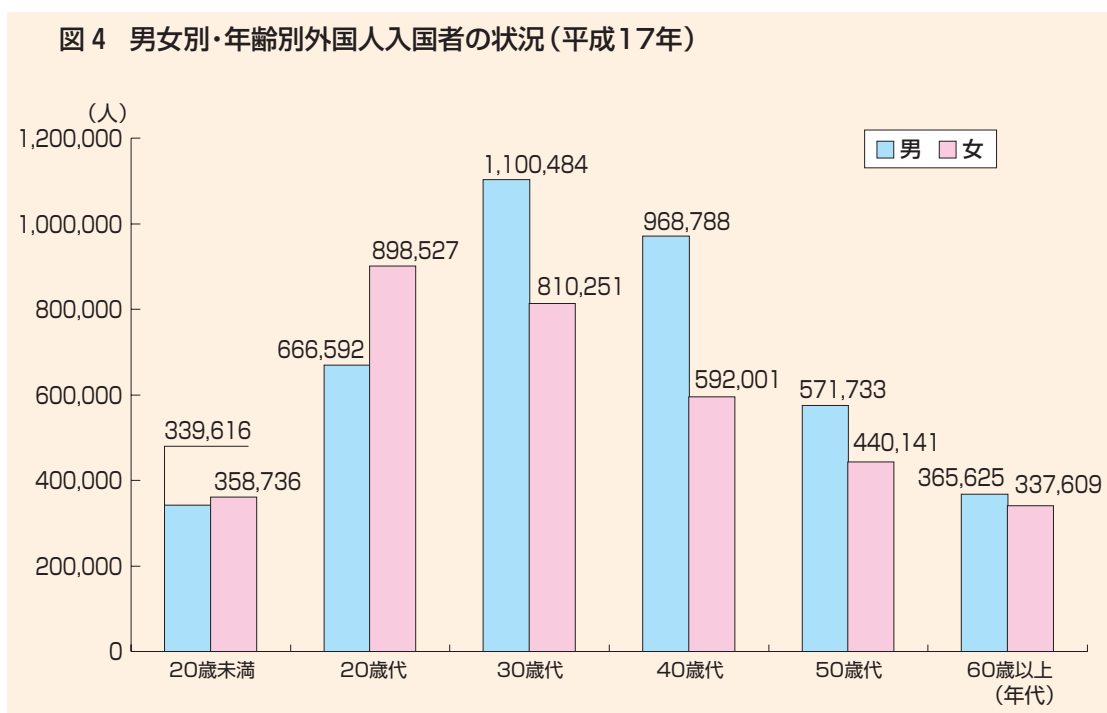


表2 男女別・年齢別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成13	14	15	16	17
総数	総数		5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830	7,450,103
	男		2,920,787	3,170,553	3,134,669	3,628,809	4,012,838
			55.3%	54.9%	54.7%	53.7%	53.9%
	女		2,365,523	2,601,422	2,592,571	3,128,021	3,437,265
			44.7%	45.1%	45.3%	46.3%	46.1%
20歳未満	総数		479,820	517,075	521,980	638,487	698,352
	男		235,105	252,115	253,394	306,663	339,616
	女		244,715	264,960	268,586	331,824	358,736
20歳代	総数		1,091,919	1,170,797	1,187,927	1,372,607	1,565,119
	男		470,331	500,573	497,958	565,985	666,592
	女		621,588	670,224	689,969	806,622	898,527
30歳代	総数		1,453,928	1,554,298	1,513,595	1,751,671	1,910,735
	男		862,166	916,459	886,872	1,008,432	1,100,484
	女		591,762	637,839	626,723	743,239	810,251
40歳代	総数		1,086,173	1,204,598	1,214,438	1,439,559	1,560,789
	男		690,321	763,673	772,150	895,562	968,788
	女		395,852	440,925	442,288	543,997	592,001
50歳代	総数		659,169	745,297	745,494	895,113	1,011,874
	男		391,229	436,015	438,403	512,139	571,733
	女		267,940	309,282	307,091	382,974	440,141
60歳以上	総数		515,301	579,910	543,806	659,393	703,234
	男		271,635	301,718	285,892	340,028	365,625
	女		243,666	278,192	257,914	319,365	337,609

オ 空港・海港別

平成17年における外国人入国者について、入国した空・海港別にその数を見ると、空港からの入国者が702万2,438人、海港からの入国者が42万7,665人で、空と海の比率は、空港94.3%に対し海港5.7%となっており、航空機を利用した人の移動が大半を占める一方で、船舶での入国者も、中国、韓国など近隣諸国からの定期便の利用者を中心に一定の割合を維持している。空・海港別の入国者数について16年と比較すると、空港が62万3,051人(9.7%)増、海港が7万222人(19.6%)増とそれぞれ増加している(図5, 6, 表3)。

平成17年における空港別の入国者数を見ると、成田空港が385万2,302人で最も多く、空港からの入国者総数の54.9%を占めている。また、成田空港に次ぐ関西空港は133万9,213人(19.1%)であり、我が国の東西の主要玄関である成田・関西の両空港で空港を利用した外国人入国者全体の73.9%を占めている。以下、中部空港、福岡空港、羽田空港、新千歳空港の順となっている。羽田空港からの入国者が16年に大幅に増加して新千歳空港を抜き第5位となった要因は、15年11月30日から、羽田空港と韓国の金浦空港との間に定期便が就航したことによるものである。また、これらの空港以外の地方空港においても、国際定期便やチャーター便を利用して入国する外国人は増加基調にあり、特に増加が顕著な空港としては、例えば旭川空港の外国人入国者数は急速に増加し、16年の2万3,138人から17年には3万3,476人となったほか、釧路空港においても、16年には1万6,620人であったが17年には2万3,633人に増加した。これら2空港を始めとして、地方空港へのチャーター便の就航による外国人入国者の増加の多くを中国(台湾)が占めており、前記ウのとおり、

中国（台湾）人におけるチャーター便を利用した旅行ブームの一端を見ることができる。

一方、平成17年における海港別の入国者数を見ると、博多港からの入国者が年々増加し、17万7,996人と海港の中で最も多く、次いで、下関港が7万1,094人となっており、この2港で海港を利用した外国人入国者全体の58.2%を占めている。これらの海港はいずれも韓国（釜山）との間に定期客船がほぼ毎日就航しており、航空機と比べて料金が安価で所要時間も数時間程度と、その地理的特性に基づいた利便性があること、韓国人の「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除措置が実施されたことによって利用者が増加していることがうかがえる。

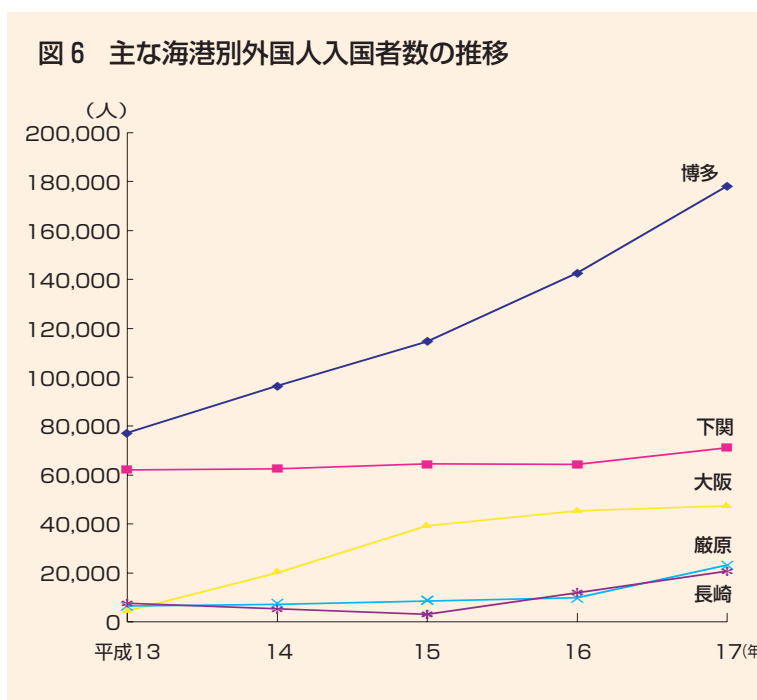
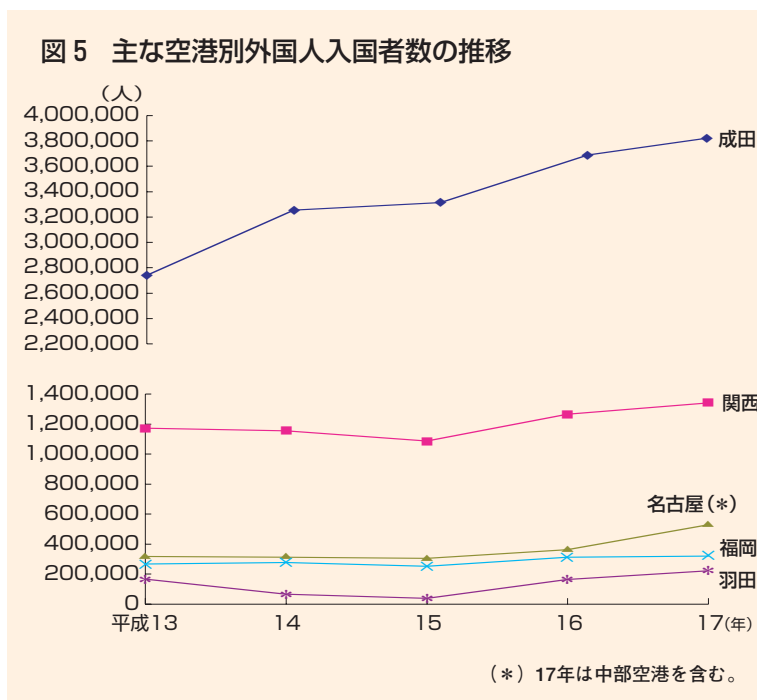


表3 空・海港別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成13	14	15	16	17
総数			5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830	7,450,103
総数	空港		5,062,992	5,495,636	5,429,188	6,399,387	7,022,438
			95.8%	95.2%	94.8%	94.7%	94.3%
総数	海港		223,318	276,339	298,052	357,443	427,665
			4.2%	4.8%	5.2%	5.3%	5.7%
空港	成田		2,737,449	3,253,933	3,312,692	3,688,500	3,852,302
	関西		1,171,931	1,154,123	1,087,028	1,263,176	1,339,213
	名古屋(中部)		316,223	312,237	303,961	361,952	46,531 481,646
	福岡		265,389	275,493	250,652	311,331	320,060
	羽田		166,962	64,893	38,227	162,821	220,760
	新千歳		75,356	109,772	115,550	158,917	200,731
	函館		21,663	23,245	27,617	48,414	70,955
	那覇		103,077	71,431	48,617	59,351	60,608
	新潟		28,285	31,102	27,959	33,808	43,751
	仙台		35,668	41,839	36,589	42,450	42,132
	その他		140,989	157,568	180,296	268,667	343,749
海港	博多		77,191	96,361	114,499	142,542	177,996
	下関		62,031	62,493	64,563	64,229	71,094
	大阪		4,188	19,872	39,198	45,338	47,256
	厳原		6,326	7,106	8,281	9,813	23,123
	長崎		7,486	5,279	2,947	4,888	20,514
	石垣		11,009	16,629	393	11,712	14,526
	比田		2,104	3,639	7,774	11,383	13,836
	平良		—	1	4,523	12,499	12,731
	伏木		2,670	2,916	5,302	11,802	12,165
	広島		1,378	4,107	8,418	10,899	6,101
	その他		48,935	57,936	42,154	32,338	28,323

カ 入国目的（在留資格）別

我が国に入国する外国人について、入国目的別の増減傾向を探るには、在留資格別の新規入国者数の推移が手掛かりとなる（表4）。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		4,229,257	4,646,240	4,633,892	5,508,926	6,120,709
外交		8,692	9,339	9,681	8,710	10,047
公用		12,220	14,060	13,552	12,633	17,577
教授		2,024	1,966	2,303	2,339	2,253
芸術		211	220	194	197	245
宗教		1,105	946	927	971	846
報道		166	351	241	150	248
投資・経営		681	566	598	675	604
法律・会計業務		5	1	4	—	2
医療		—	4	—	1	2
研究		793	782	647	577	607
教育		3,296	3,337	3,272	3,180	2,954
技術		3,308	2,759	2,643	3,506	4,718
人文知識・国際業務		6,945	6,151	6,886	6,641	6,366
企業内転勤		3,463	2,900	3,421	3,550	4,184
興行		117,839	123,322	133,103	134,879	99,342
技能		2,118	1,792	1,592	2,211	3,059
文化活動		3,138	3,084	3,108	4,191	3,725
短期滞在		3,878,070	4,302,429	4,259,974	5,136,943	5,748,380
留学		23,416	24,730	25,460	21,958	23,384
就学		23,932	25,948	27,362	15,027	18,090
研修		59,064	58,534	64,817	75,359	83,319
家族滞在		16,364	13,888	13,472	13,553	15,027
特定活動		4,722	4,890	5,876	6,478	16,958
日本人の配偶者等		27,461	20,857	23,398	23,083	24,026
永住者の配偶者等		494	473	581	807	990
定住者		29,729	22,905	30,780	31,307	33,756
一時庇護		1	6	—	—	—

(ア) 短期滞在者

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

「短期滞在」の在留資格には、観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加等、短期間我が国に滞在して行う活動が該当し、その在留期間としては15日、30日又は90日が定められている（入管法施行規則別表第二）。査証を相互に免除する取決めの実施により、欧米諸国などからの短期滞在目的の入国者は事前に査証を得る必要はない。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成17年の新規入国者数は、574万8,380人で、新規入国者全体の93.9%を占めており、16年と比べ61万1,437人（11.9%）の増加となっている。

平成17年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は354万6,194人で新規入国者全体の57.9%を占め、商用を目的とした外国人が137万9,874人（22.5%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、中国（台湾）が平成16年と比べて19万7,543人（21.2%）増加して112万9,250人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の31.8%を占めている。以下、10万人を超えるところは韓国の101万7,206人（28.7%）、米国の32万2,049人（9.1%）、中国（香港）の22万1,588人（6.2%）の順となっている。中国（台湾）、韓国からの観光客で6割を超えており、今後も観光客誘致のターゲットになるものと思われる（図7、表5）。

図7 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

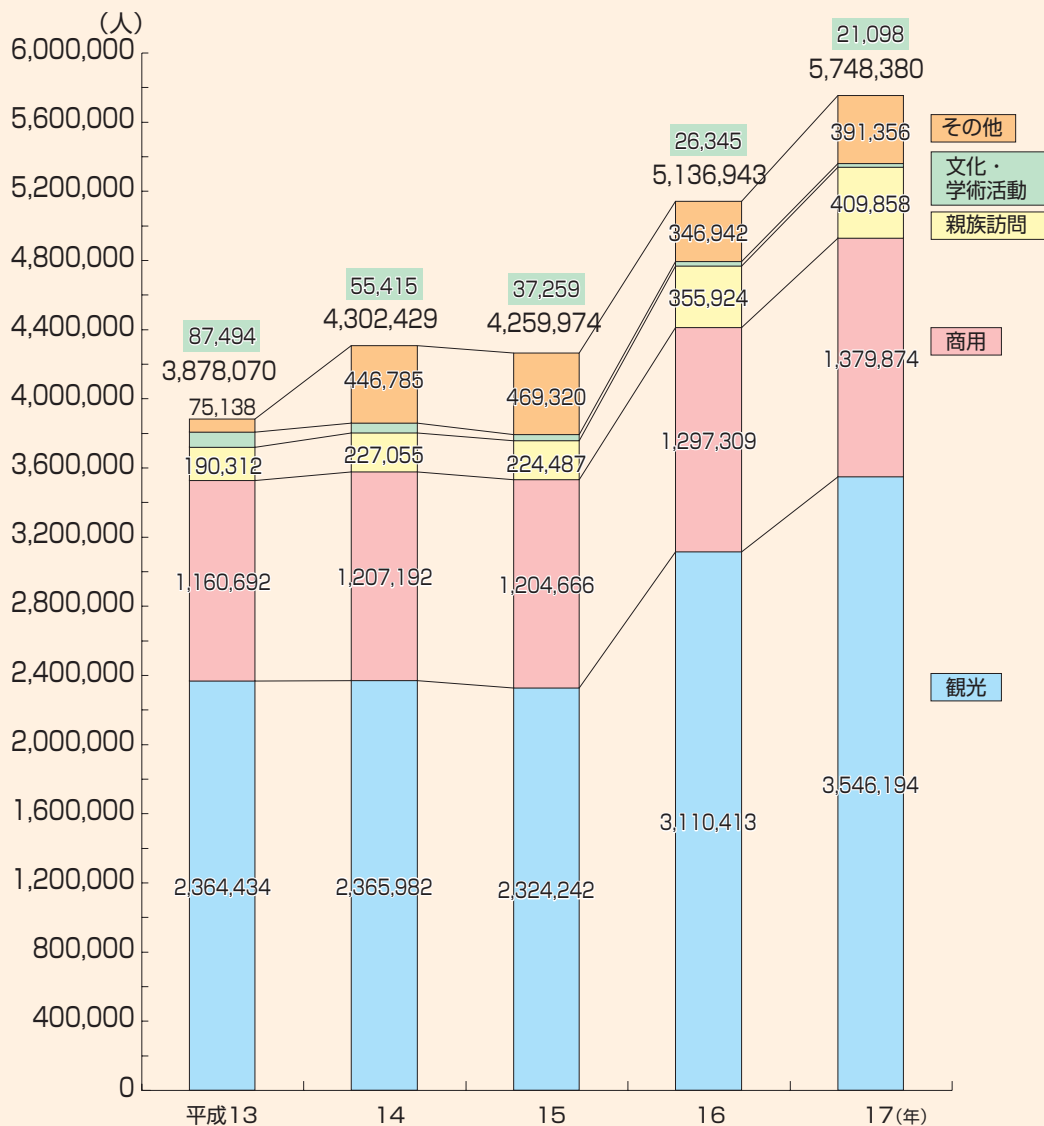


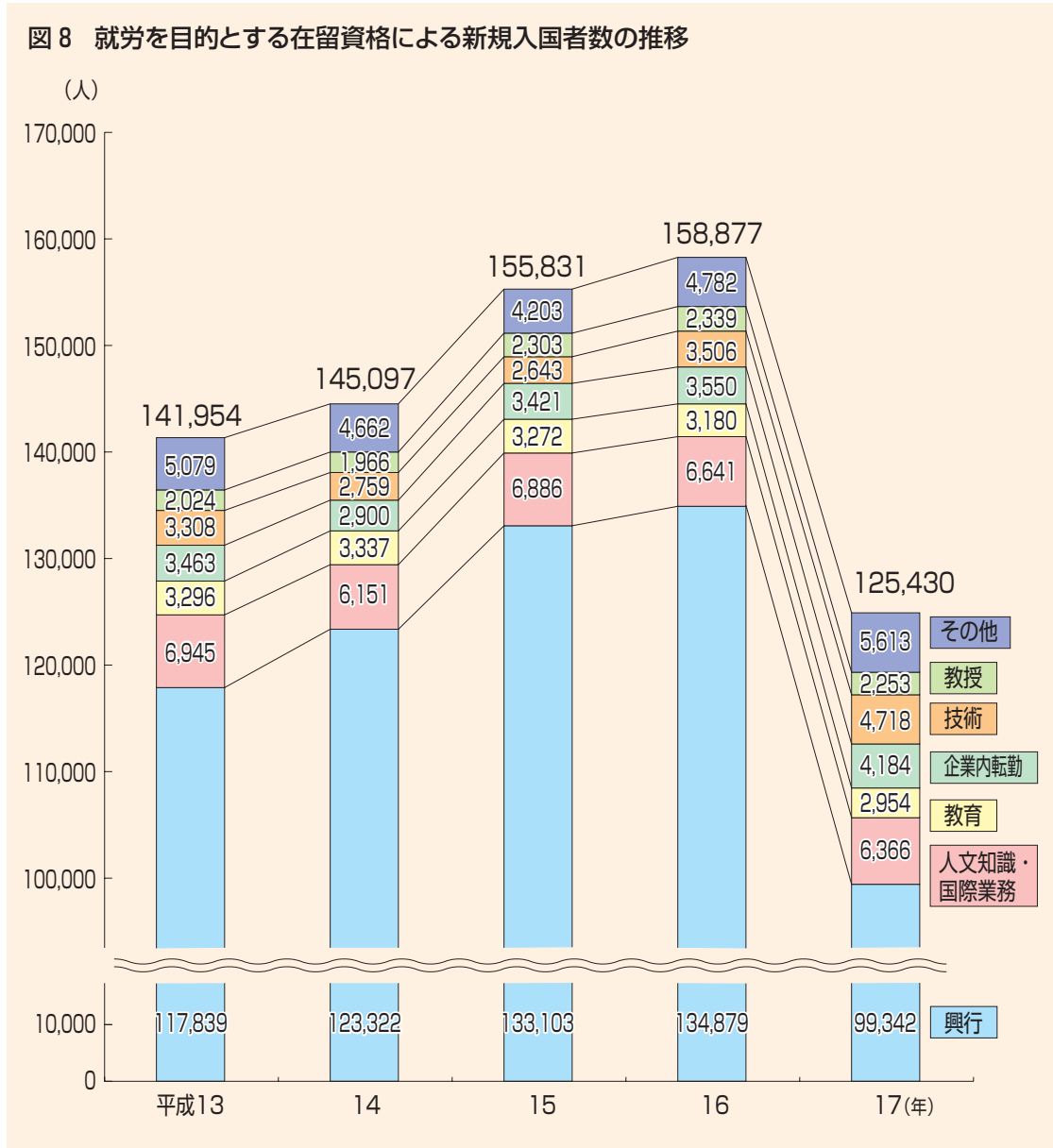
表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数（平成17年）

(人)

国籍(出身地)	短期滞在					
	観光	商用	文化・学術活動	親族訪問	その他	計
総数	3,546,194	1,379,874	21,098	409,858	391,356	5,748,380
アジア	2,662,455	791,430	13,496	250,890	179,631	3,897,902
韓国	1,017,206	368,966	8,631	117,447	72,465	1,584,715
中国(台湾)	1,129,250	84,041	1,482	22,170	7,494	1,244,437
中国	89,885	155,533	994	40,775	70,262	357,449
中国(香港)	221,588	20,438	191	2,406	1,375	245,998
フィリピン	10,457	15,704	357	40,281	2,486	69,285
タイ	64,215	28,982	552	6,450	4,114	104,313
シンガポール	58,114	25,818	194	2,491	2,973	89,590
マレーシア	32,400	27,129	269	3,766	4,201	67,765
インドネシア	17,914	10,545	142	3,316	2,231	34,148
インド	5,503	22,413	119	2,940	5,090	36,065
その他	15,923	31,861	565	8,848	6,940	64,137
ヨーロッパ	349,203	270,966	2,866	40,231	54,171	717,437
英国	92,750	63,071	297	11,722	18,847	186,687
ドイツ	38,595	54,498	303	4,661	4,982	103,039
フランス	42,202	34,756	356	5,597	7,223	90,134
ロシア	22,410	20,366	510	3,774	3,139	50,199
英国(香港)	42,061	4,270	67	772	663	47,833
イタリア	18,510	16,795	349	1,792	2,250	39,696
オランダ	10,005	12,738	80	1,266	3,203	27,292
スペイン	13,865	6,292	106	1,187	1,152	22,602
その他	68,805	58,180	798	9,460	12,712	149,955
アフリカ	3,235	7,103	99	1,102	2,255	13,794
南アフリカ共和国	1,508	2,292	25	199	601	4,625
エジプト	338	1,165	6	105	173	1,787
ナイジェリア	171	495	3	77	148	894
その他	1,218	3,151	65	721	1,333	6,488
北米	409,094	264,933	3,202	98,692	101,319	877,240
米国	322,049	236,960	2,856	86,551	76,431	724,847
カナダ	75,044	22,383	264	10,720	21,563	129,974
メキシコ	10,030	3,557	49	986	2,448	17,070
その他	1,971	2,033	33	435	877	5,349
南米	12,150	6,982	99	4,040	2,656	25,927
ブラジル	6,722	3,473	41	1,526	975	12,737
ペルー	776	340	11	1,232	182	2,541
その他	4,652	3,169	47	1,282	1,499	10,649
オセアニア	109,827	38,287	1,334	14,832	51,222	215,502
オーストラリア	96,245	30,158	1,004	11,078	46,244	184,729
ニュージーランド	13,112	7,466	300	3,526	4,390	28,794
その他	470	663	30	228	588	1,979
無国籍	230	173	2	71	102	578

(イ) 就労を目的とする外国人

平成17年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は12万5,430人であり、16年と比べ3万3,447人（21.1%）減となっている。これは、「興行」の在留資格による新規入国者数が大幅に減少した結果である（図8）。



平成17年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は2.0%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際

に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1) 12-1, 13-1, 14-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成17年の新規入国者数は、「技術」の在留資格4,718人、「人文知識・国際業務」の在留資格6,366人、「企業内転勤」の在留資格4,184人の計1万5,268人となっており、16年と比べ、「人文知識・国際業務」の在留資格については275人(4.1%)の減少となっているが、その一方で「技術」の在留資格は1,212人(34.6%)の増加、「企業内転勤」の在留資格は634人(17.9%)の増加となり、これらの在留資格の合計では1,571人(11.5%)の増加となっている。



シール式証印(上陸許可)

なお、後記第2節1(4)イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は平成11年からほぼ一貫して増加しており、17年12月末現在で「技術」2万9,044人、「人文知識・国際業務」5万5,276人、「企業内転勤」1万1,977人の計9万6,297人となっており、16年と比べて1万4,412人(17.6%)増加し、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れが着実に進んでいる。

こうした現象の要因としては、これらの在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化がある程度進んでいることや、緩やかに回復しているものの依然として厳しさの残る経済状況のあおりを受けて、新たな外国人の雇用等を手控える企業もあることが、これらの在留資格に係る新規入国者数が大幅には増加しない要素になっているものと考えられる。

また、在留資格「留学」又は「就学」から在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に在留資格の変更を許可され、我が国での勉学に引き続き我が国で就労する外国人も毎年相当数いるが(17年では5,359人が在留資格の変更を許可された(後記第2節2(2)ア参照。)),これらの者の数は、当該在留資格による新規入国者の増加には結び付かない一方で、在留外国人の増加には寄与する結果となっている。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国、韓国、インド、フィリピンの順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の79.8%を占めている。13年以降コンピュータ関連技術の人材を豊富に有しているインドからの新規入国者数が一貫して増加していることが注目され、今後我が国のIT化の更なる進展の如何によってプログラム開発などの面で一層需要が高まることも考えられる。

一方、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数は、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の65.2%を占めており、語学に関連する分野への就業形

態が依然として中心となっている。また、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、韓国、米国、フィリピンの順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の58.2%を占めている。

b 「技能」(資料編2統計(1) 16-1)

外国人の熟練した職人ともいふべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降減少していたが、16年に増加に転じ、17年は16年と比べ848人(38.4%)増の3,059人となった。

なお、後記第2節1(4)1のとおり、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成13年から一貫して増加しており、17年12月末現在で1万5,112人となっている。

前記aと同様、「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることなどが新規入国者数が高い水準で推移しない要因になっていると考えられるが、外国人登録者数は一貫して増加しており、我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成17年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国、ネパール、インド、韓国の順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の77.3%を占めている。

c 「教授」及び「教育」(資料編2統計(1) 3-1, 11-1)

大学等での教育・研究を行う「教授」の在留資格による新規入国者数は、平成17年は2,253人となっており、16年と比べて86人(3.7%)減少している。

また、「教育」の在留資格による新規入国者数は、平成14年以降減少傾向にあり、17年は2,954人となっており、16年と比べ226人(7.1%)減少している。

「教育」の在留資格による平成17年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で「教育」の在留資格による新規入国者全体の87.1%を占めている。

d 「法律・会計業務」及び「医療」(資料編2統計(1) 8-1, 9-1)

「法律・会計業務」及び「医療」の在留資格は、その活動を行うに当たって我が国における法律上の資格を要するものであり、通常は他の在留資格で入国後にこれらの国家資格を取得したことを理由に在留資格を変更することが多く、当初からこれらの在留資格で入国する外国人は極めて少ない。

「法律・会計業務」の在留資格による新規入国者数は、平成17年は2人であり、内訳は中国1人、パキスタン1人である。

「医療」の在留資格による新規入国者数は、平成17年は2人であり、内訳は中国(台湾)1人、韓国1人である。

e 「興行」(資料編2統計(1) 15-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたと

ころ、17年は大幅に減少し、16年と比べ3万5,537人（26.3%）減の9万9,342人であったが、依然として就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。17年に大幅に減少した理由としては、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直しにより、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたことなどが考えられる。

「興行」の在留資格による平成17年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、フィリピン、中国、米国、ロシアの順となっており、最も多いフィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に4万7,765人と全体の48.1%を占め、従来から第一位の座を維持している。

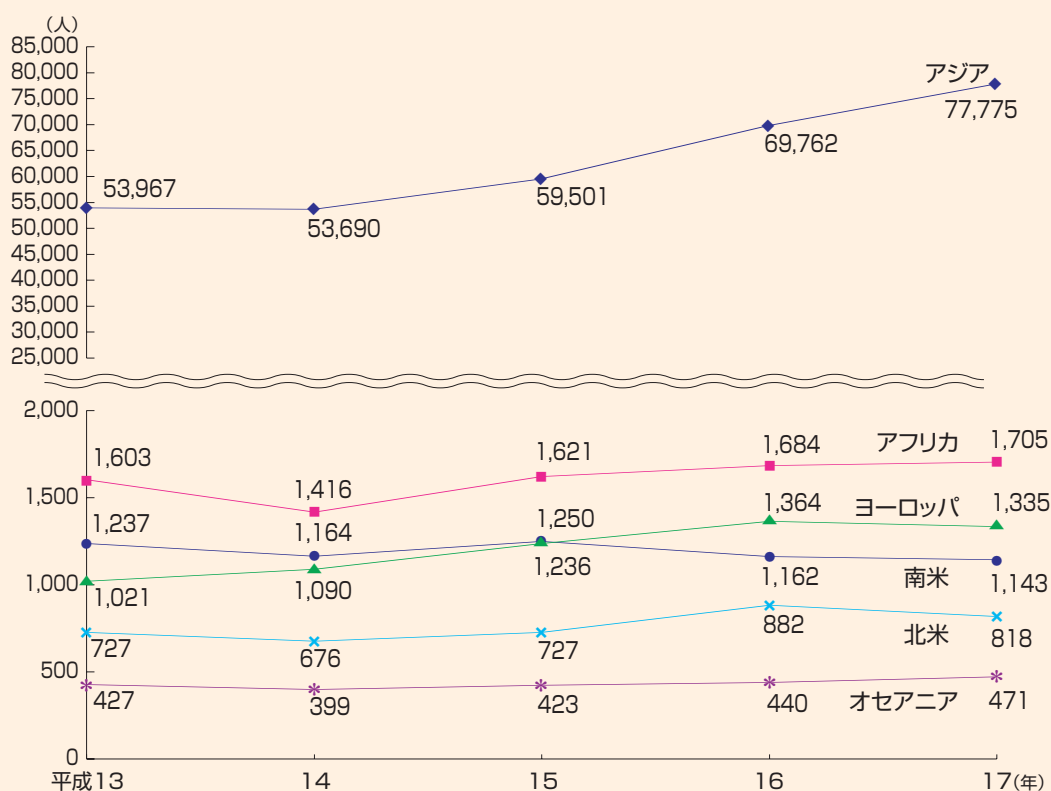
（ウ）学ぶことを目的とする外国人等

a 研修生（資料編2統計（1）21-1）

「研修」の在留資格による平成17年における新規入国者数は8万3,319人であり、16年と比べ7,960人（10.6%）増加して過去最高を記録した。

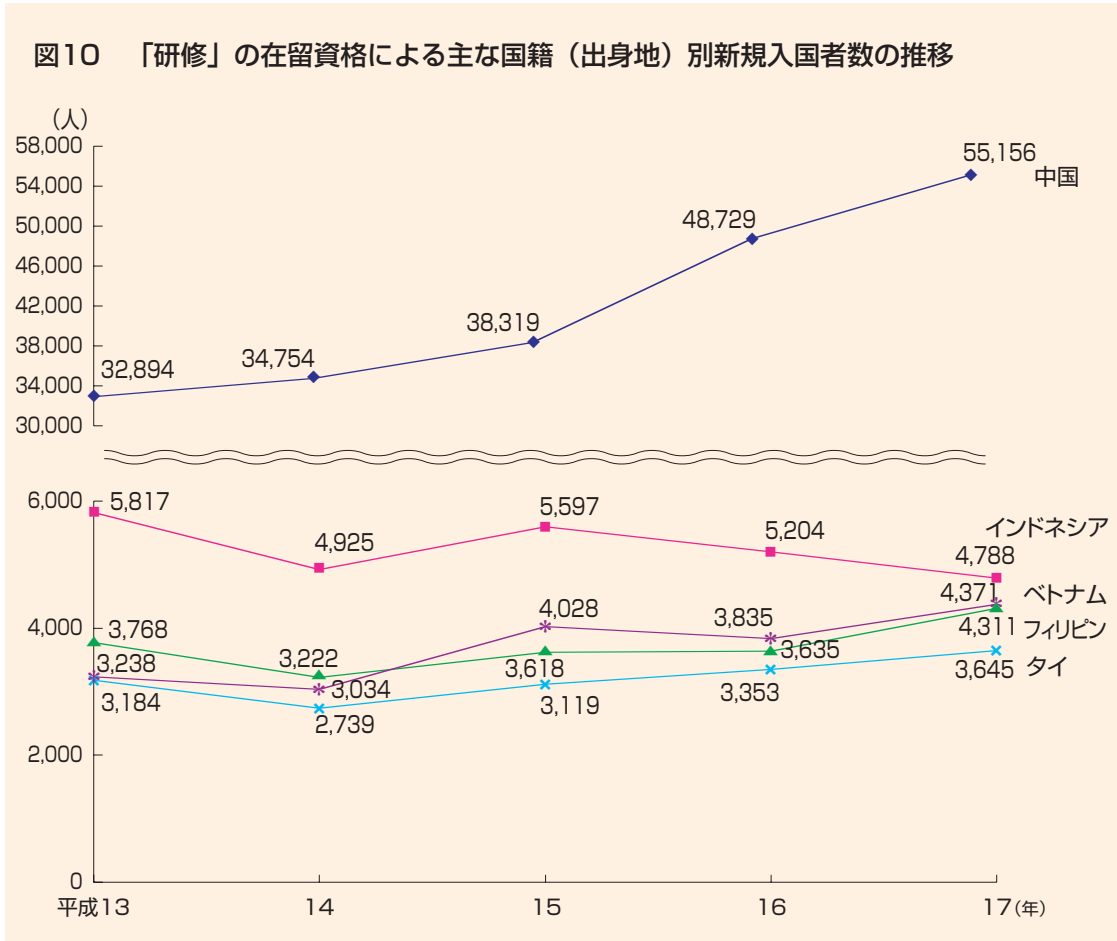
これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアは引き続き増加傾向にあり、平成17年には7万7,775人で全体の93.3%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,705人（2.0%）、ヨーロッパ1,335人（1.6%）となっている（図9）。

図9 「研修」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



（注）これらの他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成13年82、14年99、15年59、16年65、17年72となっている。

「研修」の在留資格による平成17年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国が5万5,156人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の66.2%を占め、以下、インドネシア4,788人（5.7%）、ベトナム4,371人（5.2%）、フィリピン4,311人（5.2%）の順となっている（図10）。

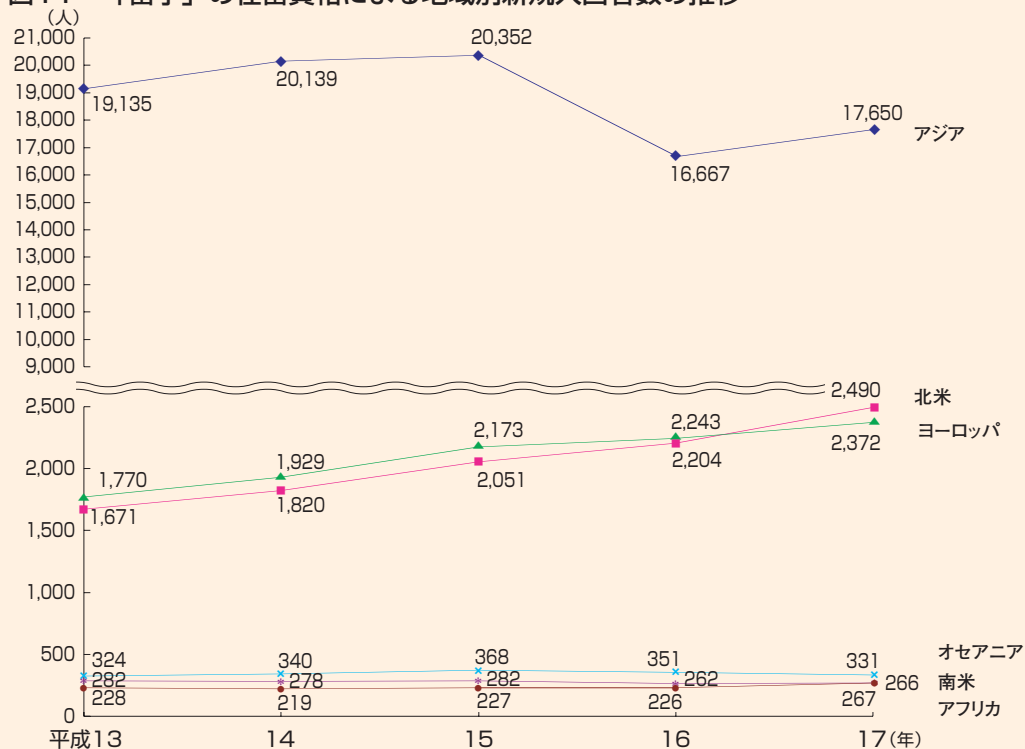


b 留学生・就学生（資料編2統計（1）19-1，20-1）

「留学」の在留資格による平成17年における新規入国者数は、16年と比べ1,426人（6.5%）増の2万3,384人、「就学」の在留資格による17年における新規入国者数は、16年と比べ3,063人（20.4%）増の1万8,090人となっており、それぞれ16年にいったん減少したものの、17年は再び増加した。16年に減少した要因として、不法残留者の増加や犯罪の多発に対応するため、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された留学生等が相当数に上ったこと等が考えられる。「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書」（平成17年1月総務省）においては、留学生全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している旨指摘されており、引き続き適正な受入れに努めていく必要があると考えられる。

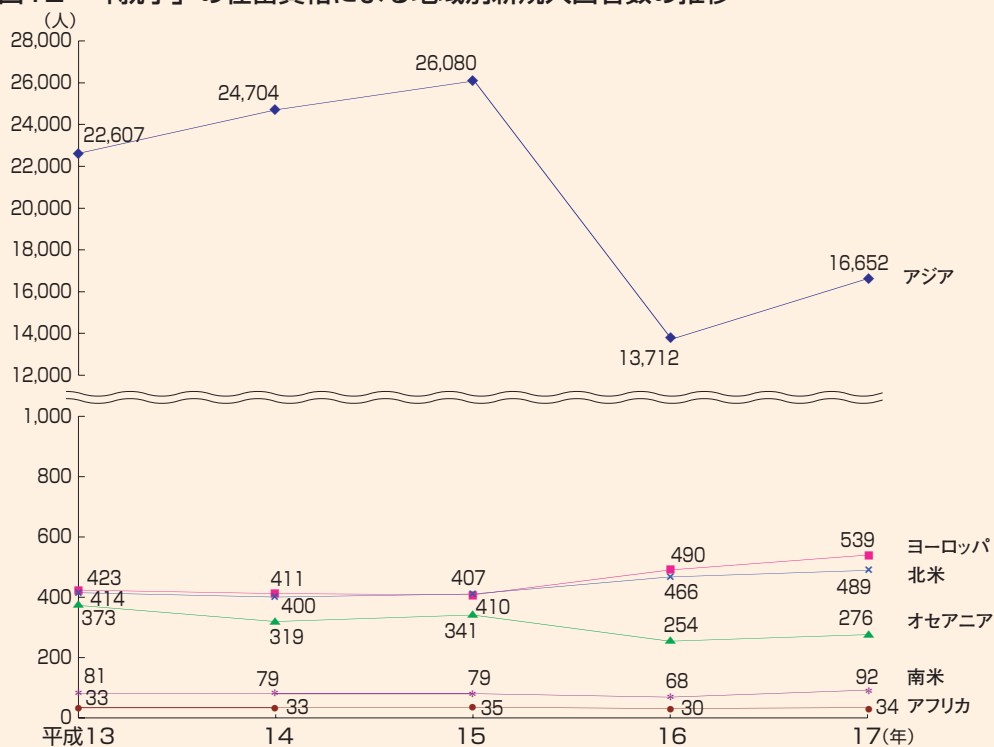
平成17年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている（留学生75.5%，就学生92.1%）（図11，12）。

図11 「留学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



（注） これらに他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成13年6、14年5、15年7、16年5、17年8となっている。

図12 「就学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



（注） これらに他に「無国籍」者の新規入国者数があり、その数は平成13年1、14年2、15年10、16年7、17年8となっている。

更に国籍（出身地）別に見ると、留学生については、中国が8,024人で全体の34.3%を占めており、これに韓国4,078人（17.4%）が続いている。平成16年と比べ中国は109人（1.3%）減少したが、韓国は445人（12.2%）増加した。

また、就学生については、中国が8,938人で全体の49.4%を占めており、これに韓国4,293人（23.7%）が続いている。平成16年と比べ中国は3,233人（56.7%）増と大幅に増加した一方、韓国は256人（5.6%）減とわずかながら減少している（図13, 14）。

c ワーキング・ホリデー

ワーキング・ホリデー制度は、実施国双方の青少年に相手国の文化を学び、一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に働くことを含め入国を認めるものである。原則として、対象者は年齢が18歳から25歳（又は30歳）までであることなどを条件とし、在留期間は1年で、その延長は認められていない。

我が国は、オーストラリア（昭和55年12月1日実施）、ニュージーランド（60年7月1日実施）、カナダ（61年3月1日実施）、韓国（平成11年4月1日実施）、フランス（12年7月15日実施）、ドイツ（12年12月1日実施）及び英国（13年4月16日実施）との間に同制度を順次導入した。

平成17年におけるワーキング・ホリデー制度を利用した外国人の新規入国者数は4,609人で、前年に比べ2,000人の減少となった。17年の新規入国者数を国籍別に見ると、韓国1,697人、オーストラリア1,154人、カナダ725人、フランス341人、英国297人、ドイツ199人、ニュージーランド196人となっている（表6）。

(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計（1）25-1, 26-1, 27-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を与えられることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成17年における新規入国者数は2万4,026人、「永住者の配偶者等」の在留資格は990人となっており、16年と比べ「日本人の配偶者等」は943人（4.1%）増加、「永住者の配偶者等」は183人（22.7%）増加している。

「日本人の配偶者等」の新規入国者数は、近年増減を繰り返しているが、統計数値上抑制的な傾向が見られるのは、我が国での不法就労等を企図する者が手段として用いる、いわゆる偽装結婚事案の多発に伴い入国在留審査が厳格に行われるようになったことが挙げられ、また、「永住者の配偶者等」の新規入国者が増加しているのは、永住許可を受ける者が増加し、これら永住者が配偶者を呼び寄せる案件が増加したことが要因の一つとして考えられる。

平成17年における「定住者」の新規入国者数は3万3,756人で16年と比べ2,449人

(7.8%) 増加しており、国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが2万3,522人で全体の69.7%を占めており、これに台湾、香港を含む中国が3,248人(9.6%)、フィリピン3,109人(9.2%)、ペルー2,402人(7.1%)と続いている(図15)。

図13 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

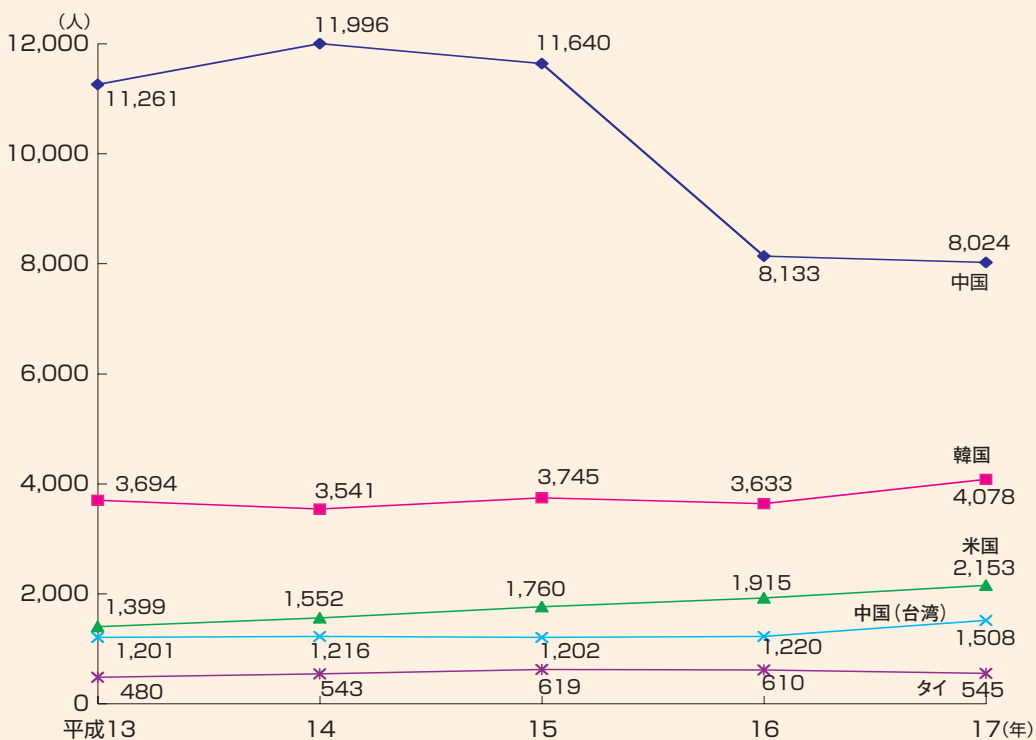


図14 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

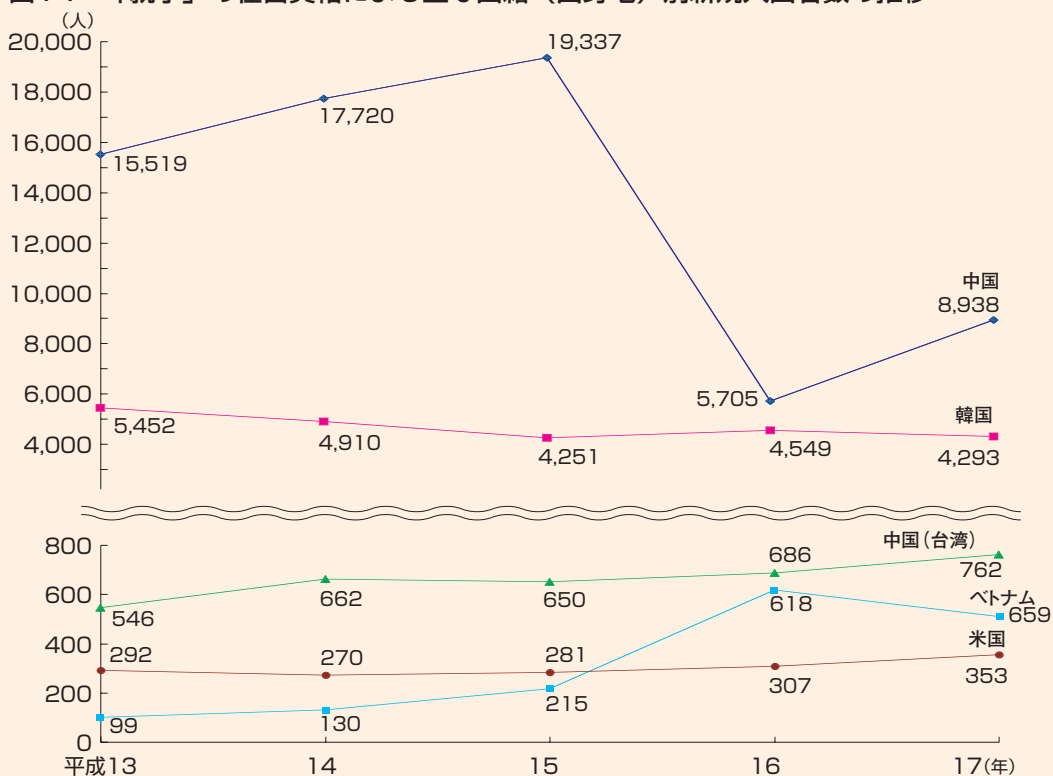
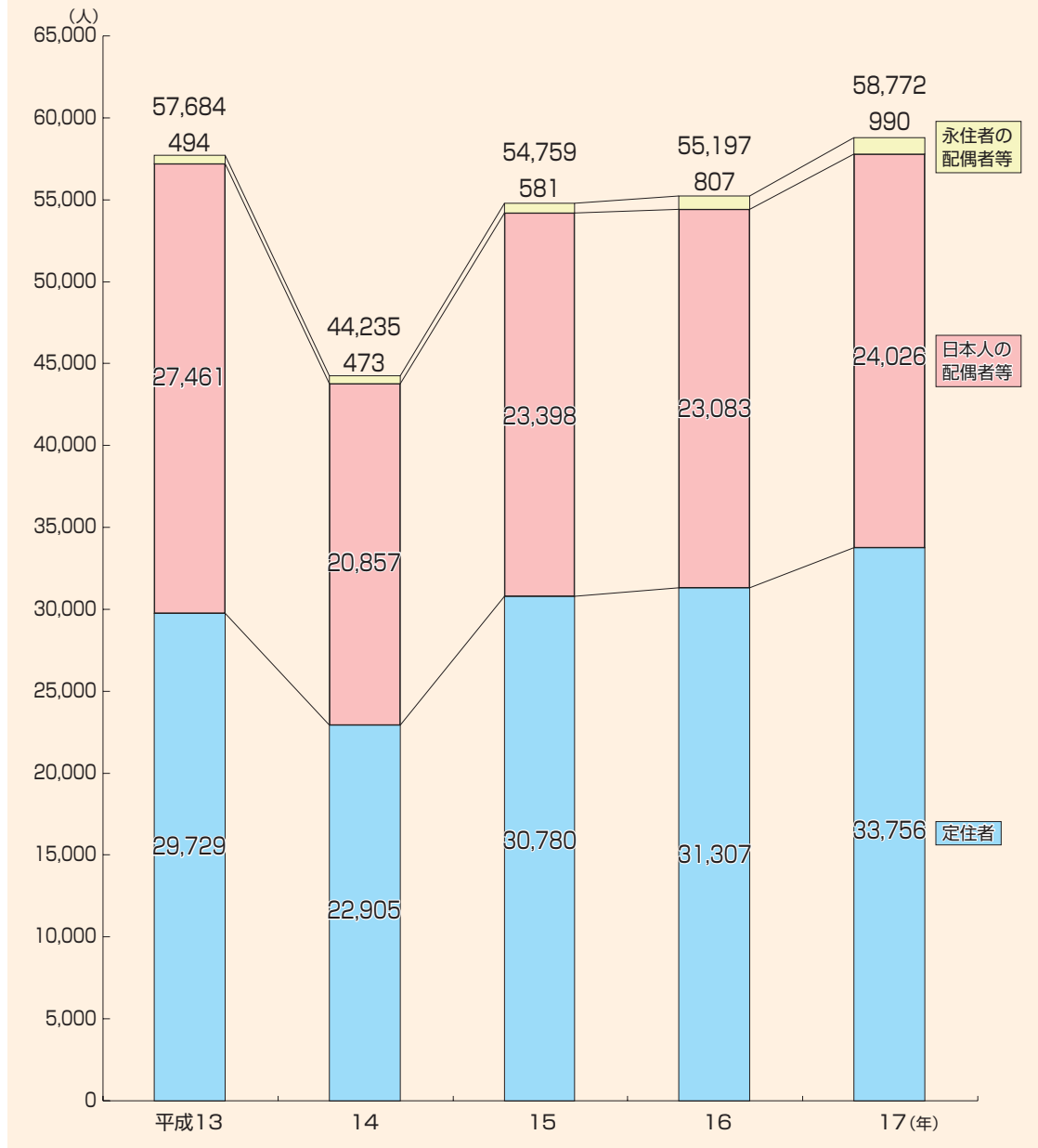


表6 国籍別ワーキング・ホリデーを目的とする新規入国者数及び日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数の推移 上段：人/下段：件

国籍	年	平成13	14	15	16	17
オーストラリア		906	1,044	1,956	1,944	1,154
日本		9,510	9,717	9,843	9,955	9,351
カナダ		712	770	1,107	1,155	725
日本		4,346	4,207	5,318	4,937	5,429
ニュージーランド		325	307	377	275	196
日本		3,841	4,081	4,032	3,789	3,093
韓国		698	749	1,835	2,105	1,697
日本		262	344	363	387	460
フランス		191	214	363	421	341
日本		344	400	375	525	550
ドイツ		77	99	183	243	199
日本		444	582	578	550	529
英国		120	232	446	466	297
日本		400	402	407	421	358

(注) 日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数：出所「(社)日本ワーキングホリデー協会」

図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

平成17年に特例上陸の許可（ワンポイント解説）を受けた者の数は210万1,462人であり、16年と比べ2万1,108人（1.0%）増加している。

このうち、平成17年における乗員上陸許可件数は202万6,106人であり、特例上陸許可件数全体の96.4%と大部分を占め、寄港地上陸許可件数が7万4,714人（3.6%）でこれに続いている（表7）。

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成17年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は7万4,714人であり、16年と比べ5万8,683人（44.0%）の大幅な減少となっている。これは、韓国人及び台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対し査証免除措置が実施されたことによるものと考えられる。

イ 通過上陸の許可

平成17年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は270人であり、16年と比べ、2人（0.7%）減少している。

ウ 乗員上陸の許可

平成17年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は202万6,106人であり、16年と比べ7万9,782人（4.1%）増加している。

エ 緊急上陸の許可

平成17年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は257人であり、16年と比べ15人（5.5%）減少している。

オ 遭難による上陸の許可

平成17年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は115人であり、16年と比べ26人（29.2%）増加している。

ワンポイント
解説

特例上陸許可

特例上陸許可には、寄港地上陸の許可（入管法第14条）、通過上陸の許可（同法第15条）、乗員上陸の許可（同法第16条）、緊急上陸の許可（同法第17条）、遭難上陸の許可（同法第18条）及び一時庇護のための上陸の許可（同法第18条の2）があるが、一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約上の難民に該当する可能性があり、一時的に上陸させるのが相当であると思料されるときに与えられる許可であり、許可の性質及び外国人自身が上陸の申請をするという点で、他の特例上陸と異なっており（他の特例上陸においては、外国人が乗っている船舶の船長や飛行機の機長又はその船舶等（船舶又は航空機をいう。以下同じ。）を運航する運送業者が上陸申請を行う。）、後記第3章第3節において述べる。



シール式証印
(寄港地上陸許可)

表7 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成13	14	15	16	17
総	数	2,104,395	2,040,789	1,977,389	2,080,354	2,101,462
寄港地上陸		143,623	136,954	142,330	133,397	74,714
通過上陸		260	215	213	272	270
乗員上陸		1,959,937	1,903,190	1,834,497	1,946,324	2,026,106
緊急上陸		325	279	244	272	257
遭難上陸		250	151	105	89	115

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」(ワンポイント解説)数は、平成17年では597万9,701人となっており、過去最高であった16年と比べ60万5,413人(11.3%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は529万493人で、全体の88.5%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると574万9,998人で、全体の96.2%に及んでいる(表8)。

ワンポイント解説

単純出国

我が国に在留する外国人が入管法第26条による再入国の許可を受けることなく、我が国から出国することを単純出国という。

単純出国する外国人は、EDカードを提出して出国確認の申請をし、外国人登録証明書を入国審査官に返納しなければならない。

なお、外国人が再入国の許可を受けずに出国すると、その結果として、現に有している在留資格・在留期間又は特別永住者の地位は、たとえ在留期間が残っていても消滅することとなり、再度入国し再入国しようとする場合には、必要に応じて新たな査証を取得し、空・海港において新規入国者として上陸申請する必要がある。

表8 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成13	14	15	16	17
総	数	4,072,441	4,514,936	4,483,516	5,374,288	5,979,701
15日以内		3,584,424	3,962,175	3,907,990	4,730,627	5,290,493
15日を超えて1月以内		154,545	183,428	177,027	199,895	219,443
1月を超えて3月以内		153,467	176,069	193,159	219,302	240,062
3月を超えて6月以内		46,316	47,141	50,329	55,058	60,296
6月を超えて1年以内		87,891	96,492	99,413	108,221	104,875
1年を超えて3年以内		31,761	35,598	40,220	43,539	46,470
3年を超える		13,740	13,717	15,019	17,312	17,801
不詳		297	316	359	334	261

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という（注1）。入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため特別審理官に引き渡されることとなる（入管法第9条第4項）。

上陸口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）について、平成13年から17年までの推移を見ると、13年の2万1,007件をピークに以後減少傾向にある。17年には1万6,665件となり、16年と比べて451件（2.8%）の増加となったが、13年と比べて4,342件（20.7%）の減少となった。

上陸口頭審理に付される外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者である。この種の案件は、平成17年には1万3,242件であり、13年から17年までの推移を見ると、13年の1万7,456件をピークに以後減少傾向にある。17年は16年と比べて65件（0.5%）の増加となったが、13年と比べて4,214件（24.1%）の減少となった。新規受理件数の総数に占める割合で見ると、16年には81.3%であったが、17年には79.5%に減少している。

次いで多くを占めるのは、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるもので、平成17年には2,102件であり、13年から17年までの推移で見ると、13年の3,205件をピークに以後減少している。17年は16年と比べて320件（13.2%）減少、13年と比べて1,103件（34.4%）減少している。新規受理件数の総数に占める割合で見ると、17年では12.6%で14年以降減少している。

また、平成17年に上陸拒否事由（同法第7条第1項第4号不適合）に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された件数は16年と比べて698件（113.5%）増加して1,313件となっており、新規受理件数の総数に占める割合で見ると、7.9%となっている。これは、外国人観光客の来訪の促進を図るため、「2005年日本国際博覧会（略称：愛・地球博）」を契機として韓国人及び台湾居住者に対して査証免除措置を実施したことで、従来であれば査証申請の段階で上陸拒否事由該当者として査証発給拒否処分となるはずの者が直接、本邦に上陸申請したためと考えられる（表9）。

表9 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成13	14	15	16	17
総数		21,007	17,973	17,943	16,214	16,666
偽変造旅券・査証行使事案等（7条1項1号不適合）		3,205	3,134	2,959	2,422	2,102
虚偽申請等（7条1項2号不適合）		17,456	14,280	14,531	13,177	13,243
申請に係る在留期間不適合（7条1項3号不適合）		1	3	2	0	8
上陸拒否事由該当者（7条1項4号不適合）		345	556	451	615	1,313

上陸口頭審理の処理状況（注2）を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明し上陸を許可した案件は、平成17年においては5,843件である。13年から17年までの推移を見ると、13年の1万1,033件をピークに以後減少傾向にある。17年は16年と比べて534件（10.1%）の増加となったが、13年と比べて5,190件（47.0%）の減少となった。

上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は、平成13年から15年までは減少していたが、16年には15年と比べ2,484件（43.7%）増加し、17年には16年より48件（0.6%）減少した。また、処理総数に占める退去命令数の割合を見ると、13年（34.2%）から15年（31.7%）までは、約30%程度で推移していたが、16年から50.4%と大幅に高くなり、17年も48.8%と同水準で推移している。

一方、上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、平成17年が1,400件であり、13年から17年までの推移を見ると、13年の979件を除き、いずれも1,000件を上回る水準で推移し、17年は、16年の1,231件と比べ169件（13.7%）増加し、処理総数に占める異議申出数の割合で見ると、この5年間で最も高い8.4%を占めている（表10）。

表10 上陸口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成13	14	15	16	17
総数		20,990	18,000	17,942	16,214	16,660
上陸許可		11,033	9,147	9,079	5,309	5,843
退去命令		7,171	5,975	5,690	8,174	8,126
異議の申出		979	1,052	1,237	1,231	1,400
上陸申請取下げ		280	190	231	293	296
その他		1,527	1,636	1,705	1,207	995

(注)「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国、逃亡、死亡等したため事件が終止・中止となった数である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数（表9）の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移（表10）の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成13年から17年までの被上陸拒否者数の推移を見ると、17年は16年と比べて233人（2.1%）減少したが、14年の9,133件、15年の9,806件を除いて、いずれも1万件を上回る水準で推移している。

最近の傾向として、極めて精巧な偽変造旅券を行使する事案や上陸申請者が国内のブローカー等と組み、口裏を合わせる等の事案が数多く見受けられ、不正な意図をもって上陸を果たそうとする者の手口がますます巧妙化しており、外国人の入国者数が大幅に増加している

中で、今後そのような事案の増加が懸念される。

被上陸拒否者数を国籍（出身地）別で見ると、一貫して韓国が最も多いが、平成13年の2,525人以後その数は減少していた。しかしながら、16年以後は増加に転じ、17年はこの5年間で最も多い3,373人となった。その他について見ると、17年においては、中国（台湾）、トルコ、中国（香港）が16年と比べて減少した一方で、中国、フィリピン、スリランカ、インドネシア、インド、ベトナムが増加した（図16、表11）。

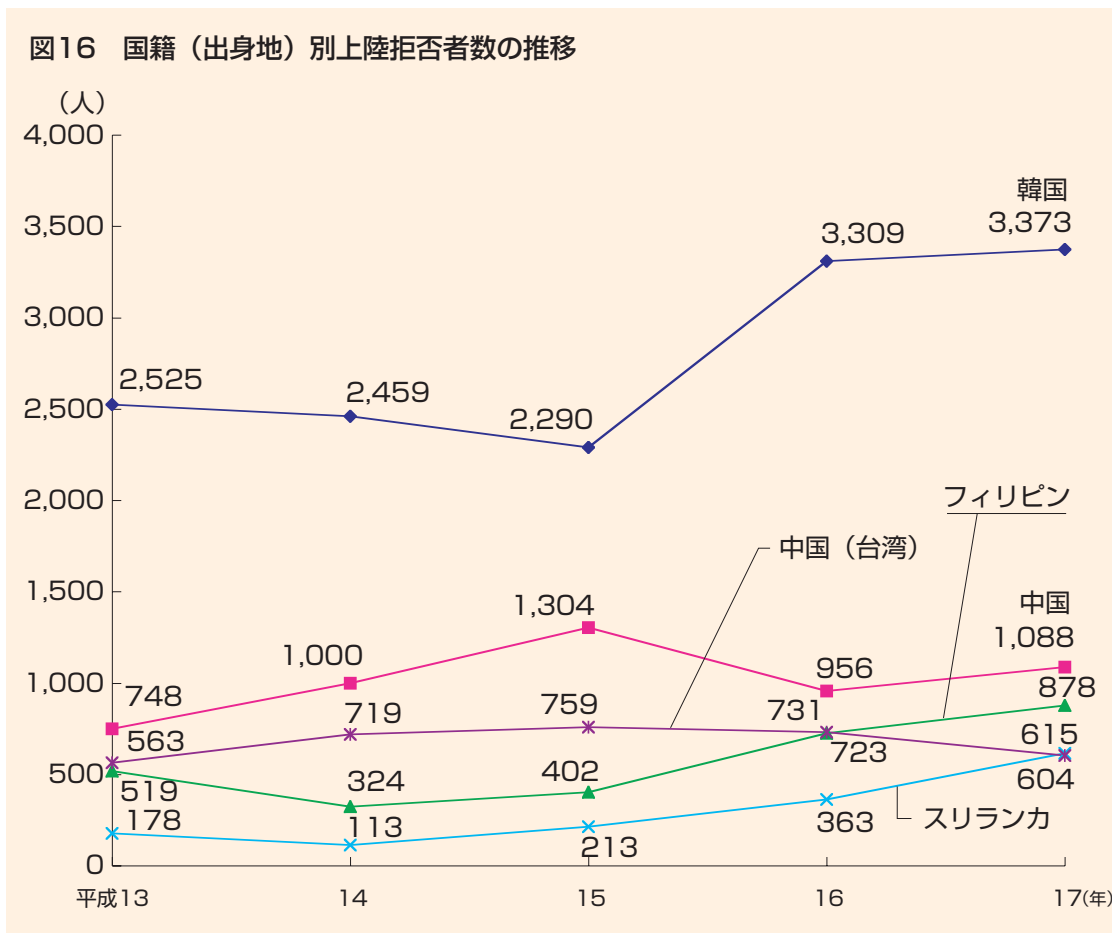


表11 国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		10,400	9,133	9,806	10,955	10,722
韓国		2,525	2,459	2,290	3,309	3,373
中国		748	1,000	1,304	956	1,088
フィリピン		519	324	402	723	878
スリランカ		178	113	213	363	615
中国(台湾)		563	719	759	731	604
インドネシア		744	435	572	330	465
インド		218	201	174	255	343
トルコ		506	290	406	448	303
中国(香港)		45	129	198	299	217
ベトナム		56	41	18	116	216
その他		4,298	3,422	3,470	3,425	2,620

(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が上陸を特別に許可した件数は、平成17年が1,157件であり、13年から17年までの推移を見ると異議申出件数に比例して増減しており、17年は16年と比べて136件（13.3%）増加した（表12）。

表12 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 (件)

区分	年	平成13	14	15	16	17
異議申出(注)		989	1,086	1,239	1,232	1,400
裁決結果	理由あり	—	8	1	1	6
	理由なし(退去)	113	109	133	197	209
	上陸特別許可	836	963	1,104	1,021	1,157
取下げ	6	4	—	13	27	
未済	34	2	1	—	1	

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議という。

平成13年から17年までの査証事前協議の処理件数を見ると、偽装婚事案の多発により協議が急増した14年を除けば、13年の5,168件以後全体として増加傾向にあったところ、17年は3,690件で、16年と比べて1,947件（34.5%）減少した。

この減少理由は、査証申請件数自体の減少によるものと考えられるが、今後も我が国の国内側からチェックする査証協議を活用することは有用である（表13）。

表13 入国事前審査処理件数の推移 (件)

区分	年	平成13	14	15	16	17
査証事前協議		5,168	8,255	5,320	5,637	3,690
在留資格認定証明書交付申請		321,590	332,984	361,636	386,129	368,578

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成17年は36万8,578件で、16年と比べ1万7,551件（4.5%）の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めており、平成2年から実施されている在留資格認定証明書制度が定着していることがうかがわれる（表13）。

在留資格認定証明書

第2節 ◆ 外国人の在留の状況

1 外国人登録者数

我が国における外国人（ワンポイント解説）の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録

を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成17年末現在3.4%）。したがって、外国人登録者数で見る外国

ワンポイント解説

法による外国人の定義の違い

入管法は、外国人とは「日本の国籍を有しない者」（同法第2条2号）と定義しているが、外登法は、「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と定義している。

人の在留状況としては、言わば、我が国において勉強、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定（ワンポイント解説）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

ワンポイント解説

日米地位協定

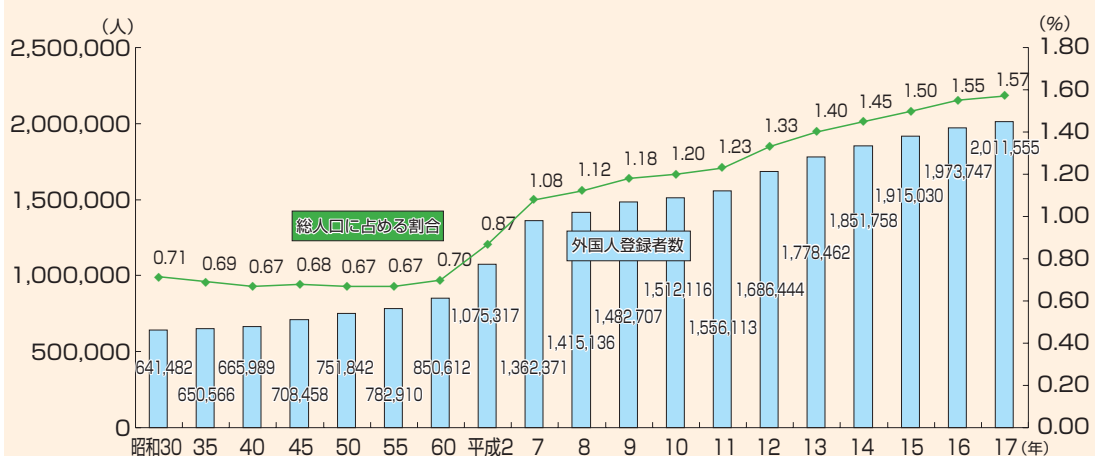
「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の略称である。この協定は、我が国における合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族の法的地位等について規定しており、我が国への入国手続や外国人登録等に関する特則などが定められている（同協定第9条）。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成17年末現在の外国人登録者数は、201万1,555人で過去最高を記録し、16年末と比べ3万7,808人（1.9%）、13年末に比べ23万3,093人（13.1%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成17年末現在におけるその割合は、我が国の総人口1億2,775万7,000人（総務省統計局「平成17年国勢調査」要計表人口）の1.57%に当たり、16年末の1.55%と比べ0.02%高くなっており、過去最高を示している（図17）。

図17 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

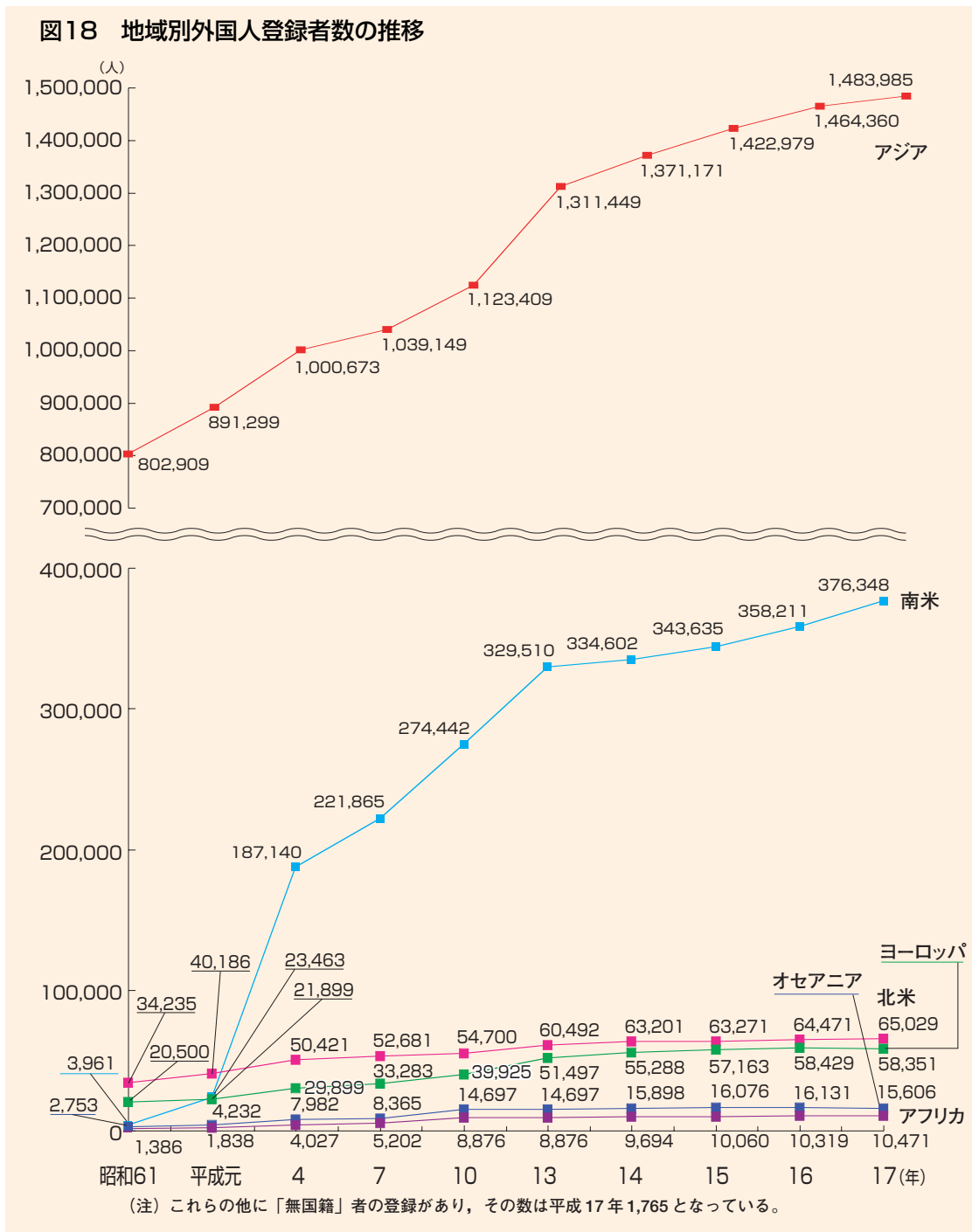


(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「人口推計年報平成16年10月1日現在推計人口」及び「国勢調査要計表人口」により、各年10月1日現在の推計及び要計人口を基に算出した。

(2) 地域別

平成17年末現在の外国人登録者数について地域別にみると、アジアが148万3,985人と全体の73.8%を占め、以下、南米37万6,348人(18.7%)、北米6万5,029人(3.2%)、ヨーロッパ5万8,351人(2.9%)、オセアニア1万5,606人(0.8%)、アフリカ1万471人(0.5%)の順となり、アジアと南米の出身者で外国人登録者総数の92.5%を占めている(図18)。



アジア出身の外国人登録者数を見てみると、後述するとおり、韓国・朝鮮が漸減傾向にある反面、中国の増加が際立っており、平成16年末と比べ3万1,991人(6.6%)増、13年末と比べ13万8,336人(36.3%)増となっている。

次に増加率の高い地域は南米で、平成16年末と比べ1万8,137人(5.1%)の増加となっている。

(3) 国籍（出身地）別

平成17年末現在における外国人登録者数について国籍（出身地）別にみると、韓国・朝鮮が59万8,687人で全体の29.8%を占め、以下、中国51万9,561人（25.8%）、ブラジル30万2,080人（15.0%）、フィリピン18万7,261人（9.3%）、ペルー5万7,728人（2.9%）と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、ブラジル、ペルーは引き続き増加しており、特に中国は、平成13年の38万1,225人と比べ13万8,336人（36.3%）の大幅な増加となっている。フィリピンは16年末まで増加傾向であったが、興行目的入国者が減少したために、17年末は16年末と比べ1万2,133人（6.1%）の減少となった（図19、表14）。

なお、外国人登録者数の国籍（出身地）別順位は、平成13年末から17年末までの間上位5か国の順位に変化はない。

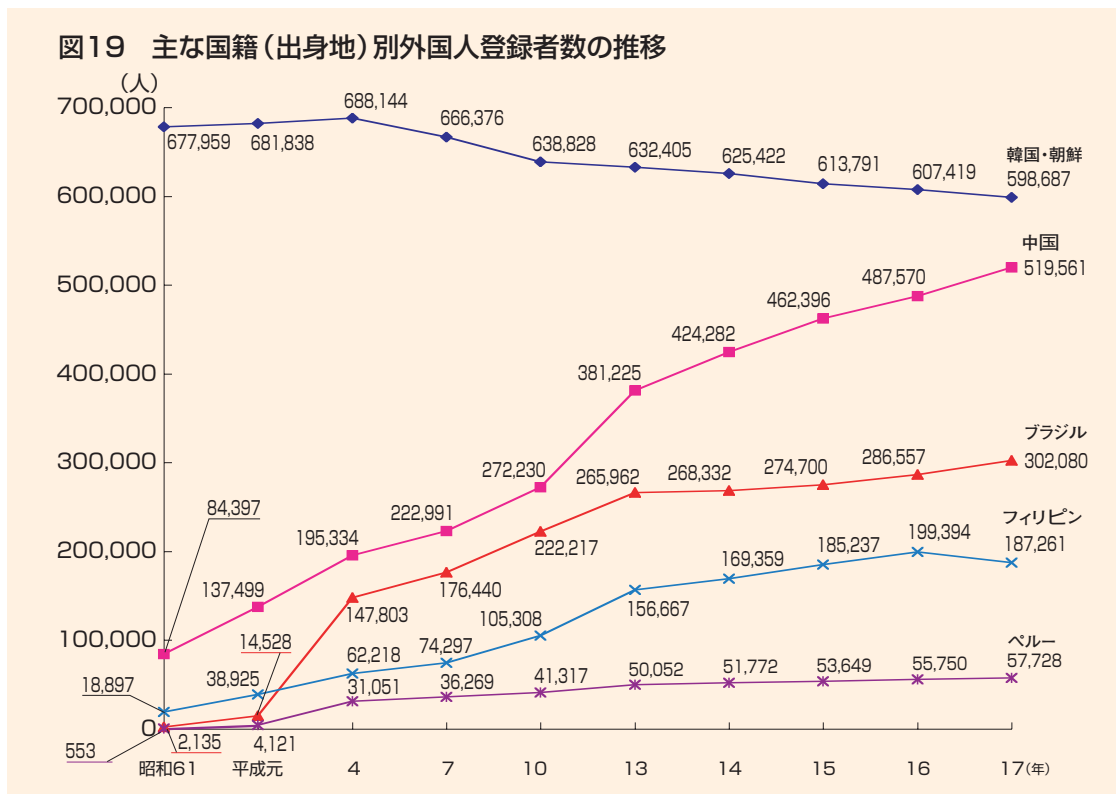


表14 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

国籍(出身地)	年	昭和61	平成元	4	7	10	13	14	15	16	17
総数		867,237	984,455	1,281,644	1,362,371	1,512,116	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555
韓国・朝鮮		677,959	681,838	688,144	666,376	638,828	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687
中国		84,397	137,499	195,334	222,991	272,230	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561
ブラジル		2,135	14,528	147,803	176,440	222,217	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080
フィリピン		18,897	38,925	62,218	74,297	105,308	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261
ペルー		553	4,121	31,051	36,269	41,317	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728
米国		30,695	34,900	42,482	43,198	42,774	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390
タイ		2,981	5,542	10,460	16,035	23,562	31,685	33,736	34,825	36,347	37,703
ベトナム		4,388	6,316	6,883	9,099	13,505	19,140	21,050	23,853	26,018	28,932
インドネシア		1,839	2,781	5,201	6,956	14,962	20,831	21,671	22,862	23,890	25,097
英国		7,426	9,272	12,021	12,485	14,762	17,527	18,508	18,230	18,082	17,494
その他		35,967	48,733	80,047	98,225	122,651	156,724	169,656	177,651	183,876	187,622

(4) 目的（在留資格）別

ア 永住者・特別永住者（資料編2統計（1）24, 28）

平成17年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、いわゆる在日韓国・朝鮮人を中心とする「特別永住者」（ワンポイント解説）で、16年末と比べ1万3,710人（2.9%）減の45万1,909人であり、全体の22.5%を占めている（表15）。

これを平成13年末から17年末までの推移を見ると「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少している

ことに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もしも在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

他方、平成17年末現在の「永住者」の外国人登録者数は、16年末と比べ3万6,840人（11.8%）増の34万9,804人で、全外国人登録者数に占める割合は17.4%となっている。これを13年末から17年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、17年末には、13年の18万4,071人と比べ16万5,733人（90.0%）増加し、全外国人登録者数に占める割合も、13年末には10.4%であったものが、16年末には初めて15%を超えている。

また、「永住者」を国籍別で見ると、平成17年末では、中国が10万6,269人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。また、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、17年末は13年末と比べそれぞれ約1.8倍、3.1倍、2.0倍、2.0倍と急増している（資料編2統計（1）24）。これは、後記2（6）のとおり、10年2月に行った永住許可の取扱いの見直しの影響が大きいと考えられる。

ワンポイント解説

永住者と特別永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であり、入管法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けなければならない。

これに対し、「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位であり（入管特例法第2条）、「永住者」の在留資格には含まれない。入管法上は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする」（第2条の2第1項）の「他の法律に特別の規定がある場合」に該当する。

表15 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555
教	授	7,196	7,751	8,037	8,153	8,406
芸	術	381	397	386	401	448
宗	教	4,948	4,858	4,732	4,699	4,588
報	道	348	351	294	292	280
投	資・経	5,906	5,956	6,135	6,396	6,743
法	律・会	99	111	122	125	126
医	療	95	114	110	117	146
研	究	3,141	3,369	2,770	2,548	2,494
教	育	9,068	9,715	9,390	9,393	9,449
技	術	19,439	20,717	20,807	23,210	29,044
人	文知識・	40,861	44,496	44,943	47,682	55,276
企	業内転	9,913	10,923	10,605	10,993	11,977
興	行	55,461	58,359	64,642	64,742	36,376
技	能	11,927	12,522	12,583	13,373	15,112
文	化活	2,954	2,812	2,615	3,093	2,949
短	期滞	69,741	72,399	74,301	72,446	68,747
留	学	93,614	110,415	125,597	129,873	129,568
就	学	41,766	47,198	50,473	43,208	28,147
研	修	38,169	39,067	44,464	54,317	54,107
家	族滞	78,847	83,075	81,535	81,919	86,055
特	定活	38,990	47,706	55,048	63,310	87,324
永	住者	184,071	223,875	267,011	312,964	349,804
日	本人の	280,436	271,719	262,778	257,292	259,656
永	住者の	7,047	7,576	8,519	9,417	11,066
定	住者	244,460	243,451	245,147	250,734	265,639
特	別永	500,782	489,900	475,952	465,619	451,909
未	取得	13,488	15,379	16,628	18,236	15,353
一	時庇	32	32	30	31	30
そ	の他	15,282	17,515	19,376	19,164	20,736

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という(以下同じ)。

イ 就労を目的とする外国人(資料編2統計(1)3-2~16-2)

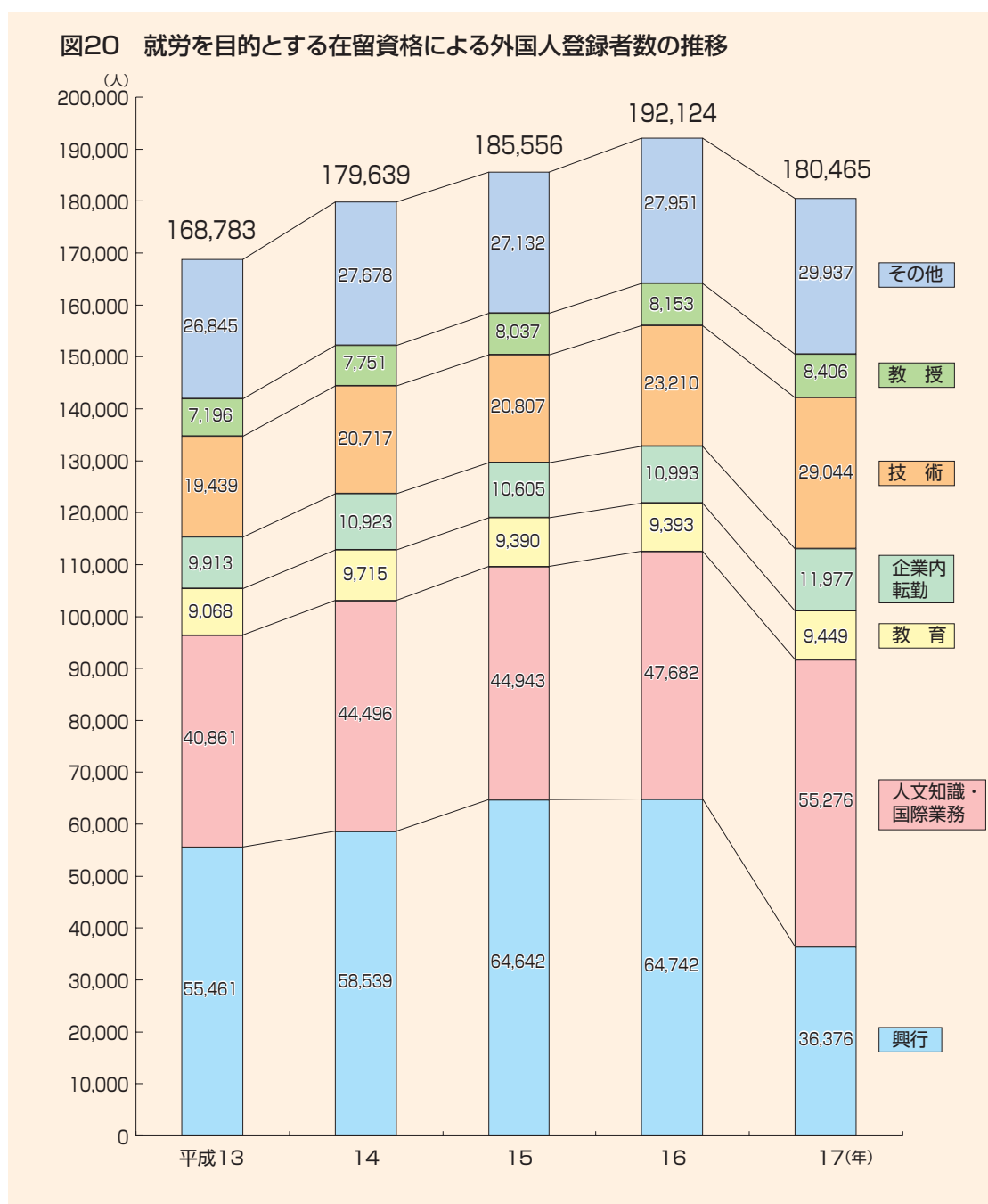
平成17年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は16年末と比べ1万1,659人(6.1%)減の18万465人で、全体の9.0%であった。これを13年末から17年末までの推移を見ると、登録者数は16年末まで増加傾向にあったところ、17年末は減少に転じたが、13年末と比べ1万1,682人(6.9%)増加している(図20)。

また、個々の在留資格別で見ると、「宗教」、「報道」及び「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、「研究」については、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置(第2部第4章第3節2参照)に該当する場合には、「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが減少要因の一つとなっている。また、13年末から一貫して増加しているのは、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっている。「興行」の在留資格は、16年末まで登録者数は増加傾向にあ

ったが、17年末は16年末と比べ2万8,366人（43.8%）減と大幅な減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものと考えられる。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成17年末現在、「技術」2万9,044人、「人文知識・国際業務」5万5,276人、「企業内転勤」1万1,977人であり、13年末と比べ、それぞれ9,605人（49.4%）、1万4,415人（35.3%）、2,064人（20.8%）の増加を示している。

平成17年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ16.1%、30.6%、6.6%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の50%強を占めている。



ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）19-2，20-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、その後も増加を続けたが、17年末現在における留学生の外国人登録者数は、16年末と比べて305人（0.2%）微減して12万9,568人となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が8万9,374人で全体の69.0%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万6,309人（12.6%）で続いている。

また、平成13年末から17年末までの推移を見ると、17年末現在では13年末の1.4倍になっている。

一方、近年増加が続いていた就学生の外国人登録者数は、平成16年末に減少に転じ、17年末現在における就学生の外国人登録者数は2万8,147人で、16年末と比べ1万5,061人（34.9%）の大幅な減少となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が1万5,915人で全体の56.5%を占め、これに韓国・朝鮮が6,397人（22.7%）で続いている。

増加していた就学生が平成16年に減少に転じた要因としては、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された者が相当数に上ったこと等が要因と考えられ、比較的在留期間の短い就学生の外国人登録者数について、その結果が顕著に出たものと考えられる。

エ 研修生（資料編2統計（1）21-2）

平成17年末現在における研修の外国人登録者数は、5万4,107人で、16年と比べ210人（0.4%）微減したものの、過去最高を記録した16年末に次ぐ数となっている。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が4万539人で全体の74.9%を占めており、次いでインドネシアが3,440人（6.4%）、ベトナムが3,380人（6.2%）の順となっている。

さらに、平成13年末から17年末までの推移を見ると、13年末以降増加しており、16年末に初めて5万人を突破し、17年末現在では13年末の1.4倍になっている。国籍（出身地）別では、中国、ベトナムがそれぞれ1.6倍、1.3倍となっている。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）25-2～27-2）

平成17年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は25万9,656人、「永住者の配偶者等」は1万1,066人となっている。これを13年末から17年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は14年末以降減少傾向にあったが、17年末現在は16年末と比べ2,364人（0.9%）微増した。国籍別で見ると、17年末現在では、ブラジルが7万8,851人で全体の30.4%を占めており、次いで中国が5万4,569人（21.0%）、フィリピンが4万5,148人（17.4%）の順となっている。

一方、「永住者の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数について平成13年末から17年末までの推移を見ると、「永住者」の増加に伴い、その数は年々増加を続けている。

平成17年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は26万5,639人で外国

人登録者全体の13.2%を占めており、これを13年末から17年末までの推移を見ると、14年末にはいったん減少したものの、15年以降は増加し、17年末現在では16年末と比べ1万4,905人（5.9%）増加した。国籍（出身地）別に見ると、17年末には、ブラジルが15万3,185人（57.7%）を占めており、これに中国3万3,086人（12.5%）、フィリピン2万6,811人（10.1%）が続いている。また、13年末から17年末までの推移を見ると、フィリピンは一貫して増加し、17年末現在では13年末の1.7倍となっている。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などがあり、これらの許否の判断を行うのが在留審査である。

平成17年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は16年と比べて8,366件（0.7%）増加して、119万7,627件となった。13年から17年までの推移を見ると、全体としては増加傾向にあり、この傾向は、我が国への新規入国者の増加と比例して、今後も継続するものと考えられる（表16）。



在留審査風景

表16 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成13	14	15	16	17
総数		981,657	1,001,051	1,138,753	1,189,261	1,197,627
資格外活動		65,535	83,340	98,006	106,406	100,176
在留資格変更		69,490	78,402	89,593	100,377	115,287
在留期間更新		336,254	354,169	415,021	410,091	418,696
永住		41,889	42,085	46,171	48,263	39,256
特別永住		185	138	106	126	116
在留資格取得		7,529	6,815	6,530	6,921	7,215
再入国		460,775	436,102	483,326	517,077	516,881

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数を示したものである。

(1) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成17年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は41万8,696人であり、16年と比べて8,605件（2.1%）の増加となっている。

平成13年から17年までの推移を見ると、11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、付与する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、以後多くの外国人に対して付与する在留期間が伸長され、その結果13、14年の申請が減少し、伸長された在留期間を許可された外国人の在留期間が満了する時期が15年に重なったため、同年には在留期間更新の許可が急増したが、16年以降は、その影響も沈静化したものと考えられる。



シール式証印
(在留期間更新許可)

(2) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成17年に在留資格変更許可を受けた外国人は11万5,287人で、13年から一貫して増加しており、16年と比べて1万4,910人（14.9%）の増加となっている。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成17年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は5,878人で、13年以降一時的な減少はあったものの全体としては増加傾向にあり、16年と比べて614人（11.7%）増加、13年と比べて2,297人（64.1%）増加となっており、統計を取り始めた昭和63年以降では最高となっている。

国籍（出身地）別では、中国が4,186人と全体の71.2%を占め、次いで韓国が747人（12.7%）、中国（台湾）が168人（2.9%）の順となっている（表17）。

また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が4,159人（70.8%）で最も多く、平成16年と比べて742人（21.7%）、13年と比べて2,041人（96.4%）それぞれ増加し、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国特有の感性等をいかした業務に従事する外国人が増えている。また、17年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は1,200人（20.4%）となっており、これら2つの在留資格で全体の91.2%を占めている（表18）。



シール式証印
(在留資格変更許可)

表17 国籍(出身地)別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 (件)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,581	3,209	3,778	5,264	5,858
中国		2,154	1,933	2,258	3,445	4,186
韓国		720	581	721	811	747
中国(台湾)		135	127	139	179	168
マレーシア		61	43	31	59	69
ベトナム		19	27	31	53	64
タイ		29	42	53	60	60
バングラデシュ		47	30	66	84	57
インドネシア		39	47	40	59	52
米国		23	33	34	40	41
スリランカ		28	21	31	25	34
その他		326	325	374	449	380

表18 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 (件)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,581	3,209	3,778	5,264	5,878
人文知識・国際業務		2,118	1,949	2,378	3,417	4,159
技術		1,008	727	849	1,233	1,200
教授		228	346	371	388	335
研究		118	97	90	114	92
投資・経営		44	39	38	53	28
教育		15	13	10	23	18
宗教		6	—	6	12	12
医療		19	16	14	10	10
技能		7	11	5	5	8
芸術		10	8	6	5	4
興行		—	—	—	—	1
その他		8	3	11	4	11

イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度であり、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、平成18年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等51職種及び国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構(後記第2部第10章第4節参照)が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等11職種の合計62職種となっている(表19)。

表19 技能実習移行対象職種（62職種114作業）

平成18年4月1日現在

1 農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係（1職種7作業）

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まさ網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

3 建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業鉄
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業浴
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業

〈参考〉ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼構塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係（6職種11作業）

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注) *の職種は、JITCO 認定職種

5 繊維・衣服関係（9職種16作業）

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合撚糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
婦人子供服製造	丸編みニット製造作業
紳士服製造	婦人子供既製服製造作業
寝具製作	紳士既製服製造作業
帆布製品製造	寝具製作作業
布はく縫製	帆布製品製造作業
	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係（15職種28作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	銅合金鑄物鑄造作業
	軽合金鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（8職種16作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接 *	噴霧塗装作業
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装作業

制度発足当初は、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大等により、その数は、平成15年には2万人を超え、17年においては3万2,394人に達している。13年から17年までの推移を見ると、年々着実に増加し、17年は16年と比べて5,906人（22.3%）、13年と比べて1万6,281人（101.0%）の増加となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから17年末までの技能実習への移行者数の累計は16万5,815人となり、本制度が定着してきていることがうかがえる。

平成17年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍（出身地）別内訳を見ると、中国2万6,606人、インドネシア2,340人、ベトナム1,791人、フィリピン1,219人、タイ277人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、プラスチック成形、溶接が多くなっている（表20、21）。

表20 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成13	14	15	16	17	総数
総数		16,113	19,225	20,822	26,488	32,394	115,042
中国		11,114	14,388	16,620	20,922	26,606	89,650
インドネシア		2,854	2,359	2,060	2,474	2,340	12,087
ベトナム		1,462	1,694	1,343	2,070	1,791	8,360
フィリピン		470	518	653	819	1,219	3,679
タイ		112	150	110	112	277	761
その他		101	116	36	91	161	505

表21 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成13	14	15	16	17	総数
総数		16,113	19,225	20,822	26,488	32,394	115,042
婦人子供服製造		5,761	7,767	8,076	9,194	9,751	40,549
型枠施工		465	412	437	373	420	2,107
紳士服製造		826	760	514	527	679	3,306
溶接		589	724	1,148	1,254	1,960	5,675
鉄筋施工		339	289	248	376	376	1,628
機械加工		706	690	622	873	1,276	4,167
金属プレス		505	418	499	942	1,194	3,558
配管		61	42	45	27	53	228
塗装		317	285	393	562	713	2,270
家具製作		170	177	111	147	239	844
鋳造		496	430	386	561	695	2,568
とび		226	224	225	240	361	1,276
プラスチック成形		677	789	907	1,691	2,072	6,136
建築大工		76	116	80	118	179	569
建設機械施工		24	33	32	49	46	184
その他		4,875	6,069	7,099	9,554	12,380	39,977

(3) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成13年から15年までは減少していたが、16年に増加に転じ、17年に在留資格取得の許可を受けた外国人は7,215人で、16年と比べて294人（4.2%）の増加となった（表16）。



シール式証印
（在留資格取得許可）

(4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成17年に再入国許可を受けた外国人は51万6,881人であり、16年と比べて196人（0.04%）の微減となっているが、ほぼ横ばいといえる。13年から17年までの推移を見ると、14年は13年と比べて2万4,673人（5.4%）の大幅な減少となっているが、15年には増加に転じ、14年と比べて4万7,224人（10.8%）の増加となっている（表16）。



シール式証印
（再入国許可）

このような現象の要因としては、平成12年2月18日に施行された改正入管法により、再入国許可の有効期間が1年から最長3年に延長されたことによるものであると考えられるほか、我が国に長期に在留する外国人の増加に伴い、再入国許可を受けようとする外国人が増加傾向にあることによるものと考えられる。

(5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成17年に資格外活動許可を受けた外国人は10万176人で、16年と比べて6,230人（5.9%）減少したものの、13年と比べて3万4,641人（52.9%）の増加となっている（表16）。



資格外活動許可

(6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを明確化した。この見直し以前は、法定要件に加え、原則として20年の在日歴があることを必要とする運用がなされていたが、もともと、在日歴は、法定要件である「日本国の利益に合する」ことを判断する際の要素の一つであることから、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可の要件を明確化するため、平成17年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献」に関するガイドラインについても一部改定した（後記第2部第4章第3節3参照）。

平成13年に永住許可を受けた外国人は4万1,889人であったところ、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可の取扱いの見直し等により、14年4万2,085人、15年4万6,171人、16年4万8,263人と増加してきたが、17年は3万9,256人と減少した（表22）。



シール式証印（永住許可）

表22 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		41,889	42,085	46,171	48,263	39,256
中国		11,974	12,348	13,987	14,855	11,404
ブラジル		10,116	11,672	10,894	10,789	10,026
フィリピン		6,408	5,923	6,972	7,563	6,044
韓国・朝鮮		3,620	3,147	3,345	3,671	2,939
ペルー		3,893	2,980	3,381	3,275	2,449
その他		5,878	6,015	7,592	8,110	6,394

第3節 ◆ 日本人の出帰国の状況

1 出国者

(1) 総数

平成17年の日本人出国者総数は1,740万3,565人で、16年と比べ57万2,453人（3.4%）増加した。15年は、米国等によるイラクに対する武力行使に伴うテロへの懸念や、SARSの影響等により観光目的による国外への出国者が激減したものの、これらの影響が沈静化したことや、旅行を日常生活の一環として好む傾向にある日本国民の海外渡航熱が再び高まったものと考えられ、今後とも高い水準で推移するものと予想されている（図21、表23）。

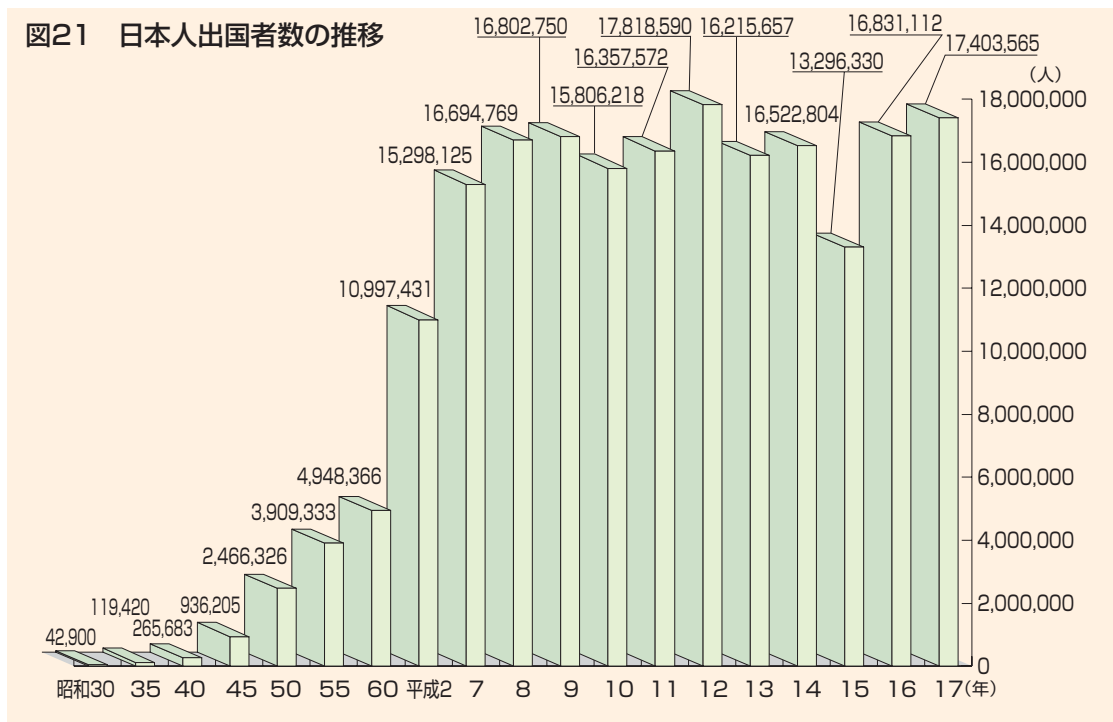


表23 日本人出国者数の月別推移

(人)

年		平成13		対前年同月(期)比(%)	14		対前年同月(期)比(%)	15		対前年同月(期)比(%)	16		対前年同月(期)比(%)	17		対前年同月(期)比(%)
		人数	対前年同月(期)比(%)		人数	対前年同月(期)比(%)		人数	対前年同月(期)比(%)		人数	対前年同月(期)比(%)				
上半期	1月	1,361,711		-17.4	1,262,094	12.2	1,189,547	-5.7	1,453,740	22.2						
	2月	1,501,532		-20.5	1,318,859	10.5	1,256,253	-4.7	1,374,771	9.4						
	3月	1,612,008		-11.0	1,256,784	-12.4	1,312,696	4.4	1,533,379	16.8						
	4月	1,370,049		-9.5	719,127	-42.0	1,208,082	68.0	1,329,301	10.0						
	5月	1,366,727		-6.4	567,832	-55.6	1,269,328	123.5	1,261,561	-0.6						
	6月	1,460,542		-14.8	662,259	-46.8	1,350,207	103.9	1,355,480	0.4						
	計	8,672,569		-13.3	5,786,955	-23.0	7,586,113	31.1	8,308,232	9.5						
下半期	7月	1,596,737		-11.0	973,241	-31.5	1,468,142	50.9	1,422,240	-3.1						
	8月	1,791,166		-6.8	1,295,385	-22.4	1,676,206	29.4	1,634,053	-2.5						
	9月	1,331,411		23.5	1,358,511	-17.3	1,639,445	20.7	1,634,365	-0.3						
	10月	925,142		60.4	1,295,142	-12.7	1,556,712	20.2	1,502,194	-3.5						
	11月	860,698		62.3	1,259,963	-9.8	1,484,702	17.8	1,500,684	1.1						
	12月	1,037,934		34.1	1,327,133	-4.7	1,419,792	7.0	1,401,797	-1.3						
	計	7,543,088		19.4	7,509,375	-16.6	9,244,999	23.1	9,095,333	-1.6						
合計		16,215,657		1.9	13,296,330	-19.5	16,831,112	26.6	17,403,565	3.4						

(2) 男女別・年齢別

平成17年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が974万9,800人、女性が765万3,765人で、男性が全体の56.0%、女性が44.0%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成17年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が380万9,855人で出国者全体の21.9%を占めており、以下、50歳代329万6,561人（18.9%）、40歳代309万7,144人（17.8%）、20歳代308万8,372人（17.7%）、60歳以上271万8,209人（15.6%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.7%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図22、表24）。

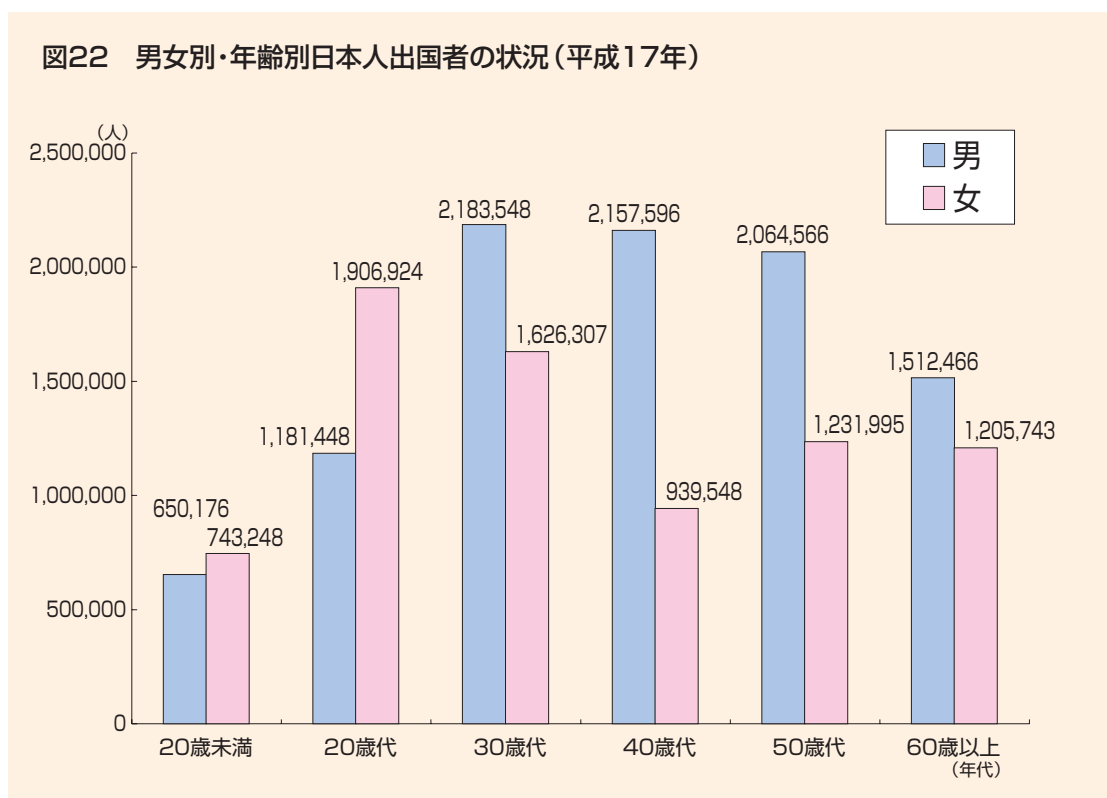


表24 男女別・年齢別日本人出国者数の推移

(人)

区分		年	平成13	14	15	16	17
総数	総数		16,215,657	16,522,804	13,296,330	16,831,112	17,403,565
	男		8,884,351	9,118,110	7,607,172	9,511,894	9,749,800
			54.8%	55.2%	57.2%	56.5%	56.0%
	女		7,331,306	7,404,694	5,689,158	7,319,218	7,653,765
			45.2%	44.8%	42.8%	43.5%	44.0%
20歳未満	総数		1,306,492	1,326,975	1,014,372	1,348,681	1,393,424
	男		600,074	617,514	471,757	626,506	650,176
	女		706,418	709,461	542,615	722,175	743,248
20歳代	総数		3,544,586	3,391,678	2,677,842	3,110,285	3,088,372
	男		1,340,361	1,290,985	1,055,280	1,201,661	1,181,448
	女		2,204,225	2,100,693	1,622,562	1,908,624	1,906,924
30歳代	総数		3,375,107	3,516,545	3,006,380	3,739,851	3,809,855
	男		1,967,443	2,039,565	1,772,398	2,179,297	2,183,548
	女		1,407,664	1,476,980	1,233,982	1,560,554	1,626,307
40歳代	総数		2,581,069	2,620,581	2,235,774	2,899,195	3,097,144
	男		1,770,129	1,818,767	1,605,891	2,046,471	2,157,596
	女		810,940	801,814	629,883	852,724	939,548
50歳代	総数		3,049,293	3,134,375	2,473,509	3,143,923	3,296,561
	男		1,876,232	1,932,256	1,606,923	1,993,771	2,064,566
	女		1,173,061	1,202,119	866,586	1,150,152	1,231,995
60歳以上	総数		2,359,046	2,532,650	1,888,453	2,589,177	2,718,209
	男		1,330,080	1,419,023	1,094,923	1,464,188	1,512,466
	女		1,028,966	1,113,627	793,530	1,124,989	1,205,743
不詳	総数		64	—	—	—	—
	男		32	—	—	—	—
	女		32	—	—	—	—

(3) 空港・海港別

平成17年における日本人出国者数について、出国した空・海港別にその数を見ると、空港を利用した出国者は1,718万7,407人で全体の98.8%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が94.3%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成17年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は957万6,532人で空港からの出国者全体の55.7%、関西空港の利用者数が386万1,860人で22.5%を占めており、空港からの出国者全体の約80%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港164万3,975人（9.6%）、福岡空港77万6,816人（4.5%）の順になっている。

一方、平成17年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が16万1,708人で海港からの出国者全体の74.8%、下関港が1万6,106人で7.5%を占めており、海港からの出国者全体の約80%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、神戸港8,441人（3.9%）、大阪港6,175人（2.9%）の順となっている（図23, 24, 表25）。

図23 主な空港別日本人出国者数の推移

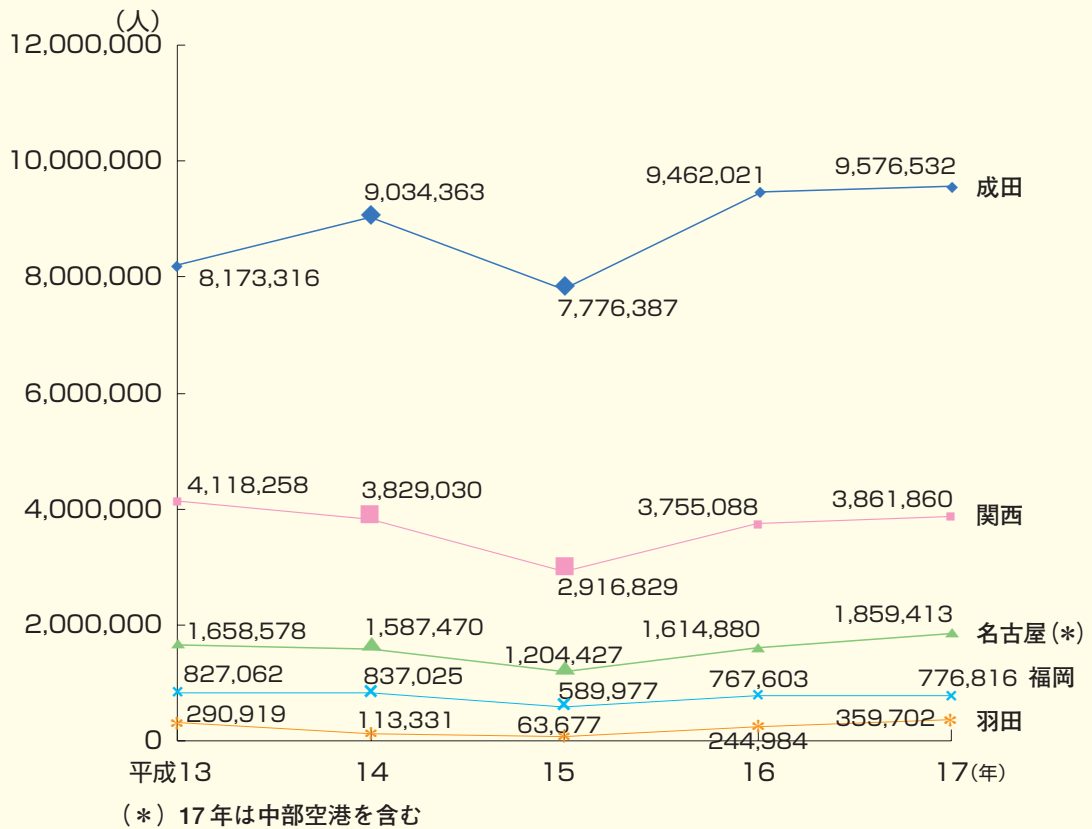


図24 主な海港別日本人出国者数の推移

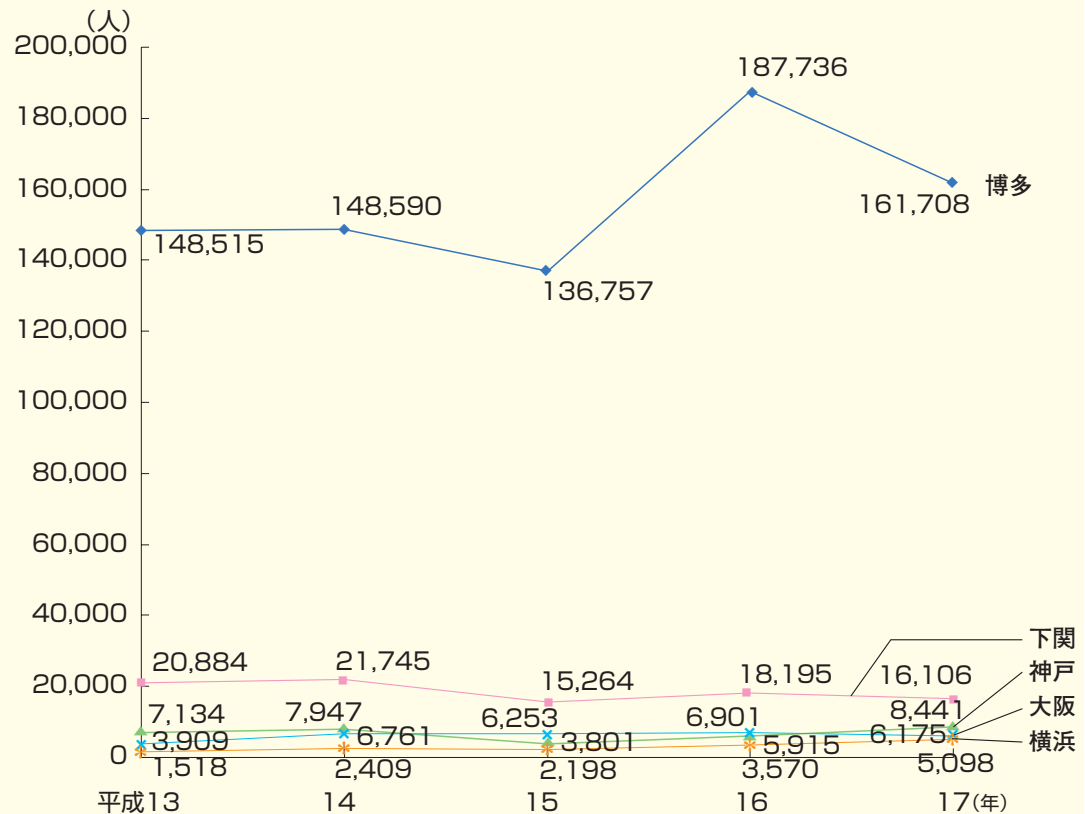


表25 空・海港別日本人出国者数の推移

(人)

区分		年	平成13	14	15	16	17
総数			16,215,657	16,522,804	13,296,330	16,831,112	17,403,565
総数	空港		15,996,976	16,309,024	13,111,277	16,577,601	17,187,407
			98.7%	98.7%	98.6%	98.5%	98.8%
数	海港		218,681	213,780	185,053	253,511	216,158
			1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.2%
空	成田		8,173,316	9,034,363	7,776,387	9,462,021	9,576,532
	関西		4,118,258	3,829,030	2,916,829	3,755,088	3,861,860
	名古屋(中部)		1,658,578	1,587,470	1,204,427	1,614,880	215,438
			—	—	—	—	1,643,975
	福岡		827,062	837,025	589,977	767,603	776,816
	羽田		290,919	113,331	63,677	244,984	359,702
	広島		127,345	126,985	70,513	95,185	117,608
	新千歳		154,508	151,246	103,649	104,787	113,694
	仙台		175,119	154,868	96,577	102,475	99,285
	岡山		72,708	68,008	43,122	67,153	80,276
	新潟		85,848	85,301	55,234	67,791	70,292
	その他		313,315	321,397	190,885	295,634	271,929
海	博多		148,515	148,590	136,757	187,736	161,708
	下関		20,884	21,745	15,264	18,195	16,106
	神戸		7,134	7,947	3,801	5,915	8,441
	大阪		3,909	6,761	6,253	6,901	6,175
	横浜		1,518	2,409	2,198	3,570	5,098
	広島		44	966	4,600	4,028	2,317
	稚内		1,504	1,492	1,482	1,439	1,708
	長崎		3,530	1,133	234	1,227	1,349
	石垣		1,463	1,685	1,333	2,025	1,271
	東京		4,308	2,842	988	2,449	939
	その他		25,872	18,210	12,143	20,026	11,046

2 帰国者

平成17年の日本人帰国者総数は1,732万6,149人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,606万649人で全体の92.7%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,457万7,325人で、全体の84.1%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(表26)。

表26 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成13	14	15	16	17
総数		16,265,593	16,407,343	13,295,311	16,812,090	17,326,149
5日以内		9,133,155	9,397,393	7,145,185	9,672,889	10,073,918
5日を超えて10日以内		4,336,524	4,396,070	3,721,358	4,460,530	4,503,407
10日を超えて20日以内		1,061,930	1,037,690	951,577	1,088,365	1,101,697
20日を超えて1月以内		350,822	339,936	336,171	376,796	381,627
1月を超えて3月以内		511,570	468,822	466,750	520,877	553,187
3月を超えて6月以内		331,104	257,269	263,883	287,444	305,489
6月を超えて1年以内		357,510	280,493	248,805	255,730	264,511
1年を超えて3年以内		167,701	209,566	139,349	123,208	119,516
3年を超える		10,116	13,166	15,982	19,889	16,357
不詳		5,161	6,938	6,251	6,362	6,440

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

好ましくない外国人を国外に排除することによって、日本社会の秩序を維持する役割を果たすのが外国人の退去強制手続である。

この手続は、外国人をその意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であるため、入管法において、退去強制事由が明確に規定されており、処分に係る判断が重層的な手続を経て行われるなど、慎重な仕組みとなっている。

近年、不法滞在者による犯罪が増加するなど、日本社会に様々な問題を惹起してきた中で、退去強制手続は一層その重要性を増している。

以下において、退去強制手続業務の状況について概観する。

第1節 ◆ 入管法違反者の状況

1 不法残留者数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成18年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は19万3,745人であり、17年1月1日現在の20万7,299人と比べて1万3,554人（6.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて10万4,901人（35.1%）減で、一貫して減少している。

これは、緩やかに回復しているものの依然として厳しさの残る経済・雇用情勢が大きく影響していることに加え、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施などに加え、平成17年は当局が行っている不法滞在者の半減5か年計画の2年目にあたるなど、総合的な不法滞在者対策の効果によるものと思われる。

なお、この数に不法入国者の推定数3万人を加えると、約22万人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

（1）国籍（出身地）別

平成18年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が4万203人で最も多く、全体の20.8%を占めており、以下、中国3万1,074人（16.0%）、フィリピン3万777人（15.9%）、タイ1万352人（5.3%）、インドネシア6,926人（3.6%）、マレーシア6,822人（3.5%）、台湾6,696人（3.5%）の順となっている（図25、表27）。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、順位の変動はあるものの上位5か国の構成は17年まで変化がなかったが、18年にはインドネシアがマレーシアを抜いて第5位となった。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年及び16年には増加し、その後17年は微減、18年は再び微増となるなど、増減を繰り返している。インドネシアは、3年5月1日から一貫して増加していたが、17年以降は減少傾向にある。

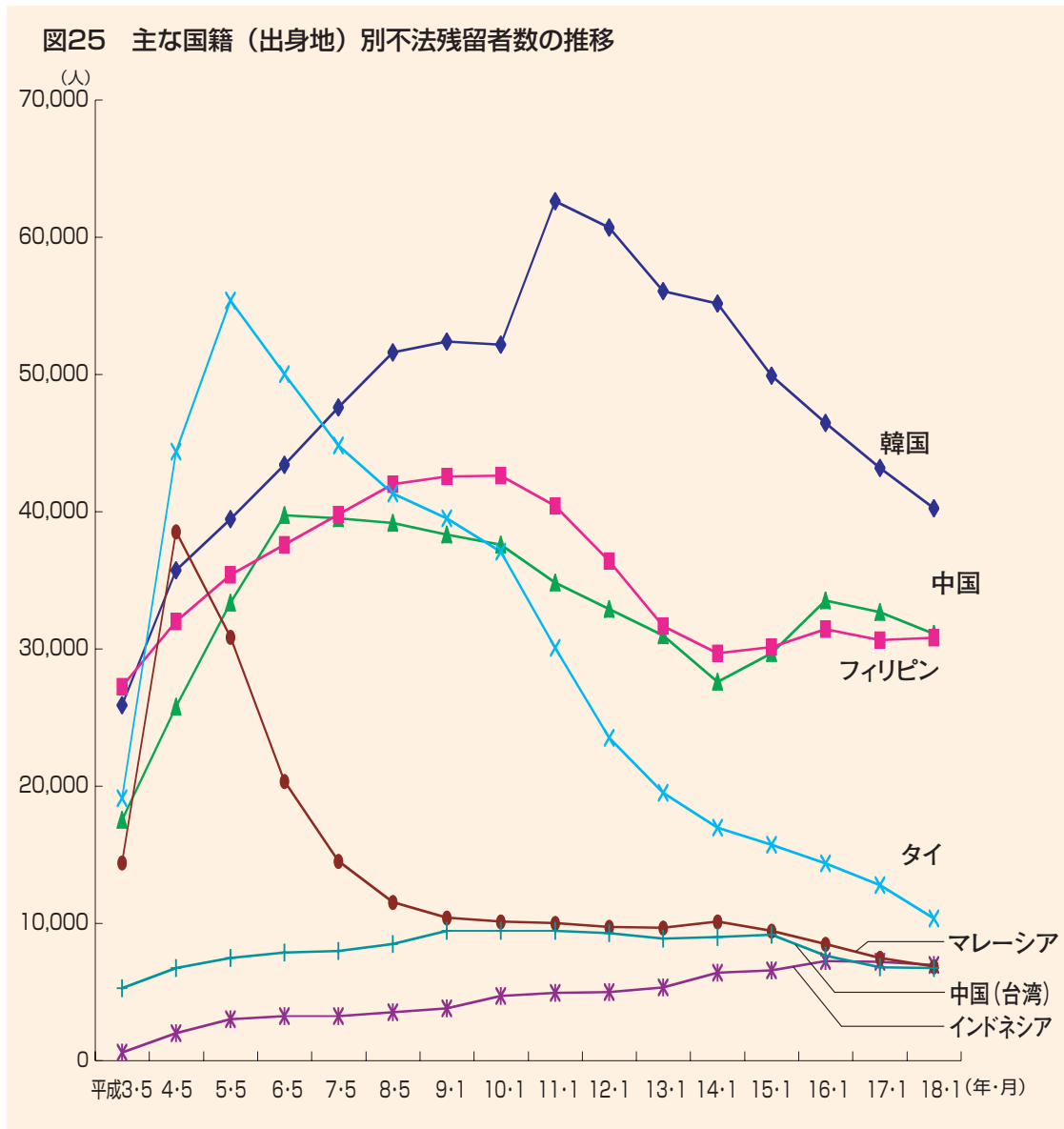


表27 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年月日 国籍 (出身地)	平成3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日
総数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745
韓国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203
中国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777
タイ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352
インドネシア	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696
ペルー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590
ベトナム	1,061	821	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071
その他	46,059	87,106	80,185	74,593	70,668	69,928	70,762	67,772	63,896	60,178	56,601	55,772	56,167	55,322	51,950	46,237

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が13万4,374人で最も多く、全体の69.4%を占めており、以下、「興行」1万52人（5.2%）、「留学」7,628人（3.9%）、「就学」7,307人（3.8%）、「研修」3,393人（1.8%）となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は5,043人（3.6%）、「就学」は1,199人（14.1%）それぞれ減少しており、「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にある。「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後は引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月に減少に転じた（図26、表28）。

図26 主な在留資格別不法残留者数の推移

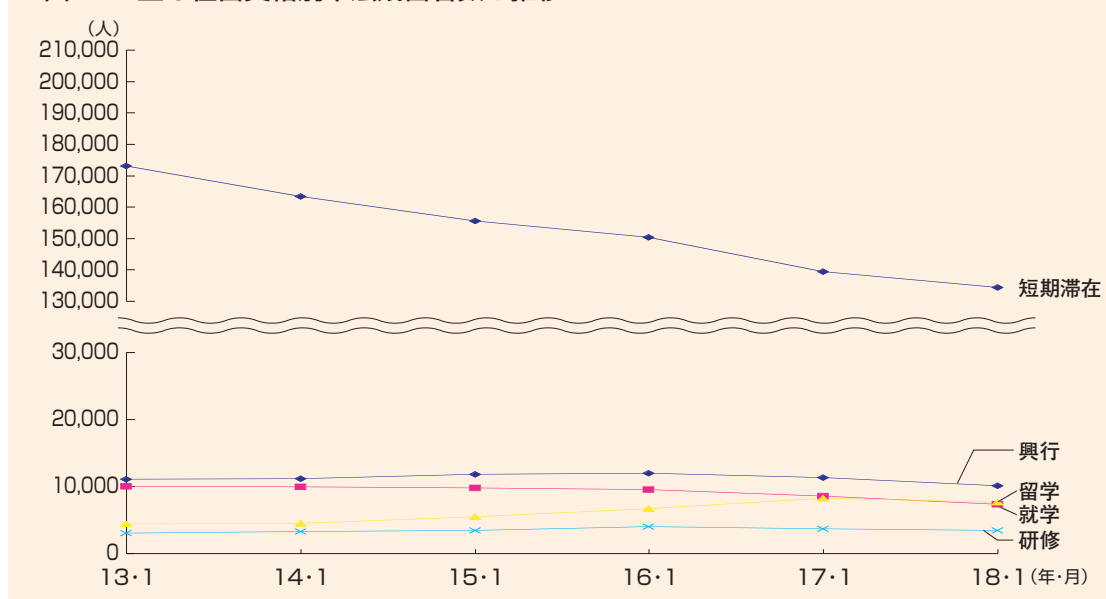


表28 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成13年1月1日	14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日	17年1月1日	18年1月1日
総数		232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745
短期滞在		173,051	163,271	155,498	150,326	139,417	134,374
興行		11,029	11,154	11,770	11,974	11,319	10,052
留学		4,401	4,442	5,450	6,672	8,173	7,628
就学		10,025	9,953	9,779	9,511	8,506	7,307
研修		3,004	3,264	3,409	3,959	3,648	3,393
その他		30,611	31,983	34,646	36,976	36,236	30,991

2 不法入国・不法上陸者の状況

近年、内外の関係機関との連携により、海上や海港の警備が強化されたほか、入管法改正により罰則を強化したこと等により、船舶による大規模な集団密航事案やコンテナ潜伏事案は減少し、水際で摘発される者も減少傾向にある。しかし、貨物船等を利用した少人数での密航事案は継続して発生している状況にあり、依然として密航者を我が国に送り込むことをビジネスとする国内外の密航ブローカーが、この種の事案に関与して巨額の不法収益を得ている実態もあると考えられる。

また、航空機を利用した不法入国、不法上陸（ワンポイント解説）事案等については、近年、偽変造旅券の行使や、日本旅券を含む真正な旅券の名義人になりすます、いわゆる「なりすまし」などの旅券不正行使等悪質・巧妙な事案が多発している。これは、現在においては、海外移動の主な

手段が航空機であることに加え、偽変造技術が高度になり、看破されにくくなっていることや、上記のとおり海上警備が強化されたことなどから、不法入国、不法上陸の移動手段として多く利用されていることによると考えられる。

このような状況下、我が国がいわゆる「密入国議定書」を締結したことを踏まえ、平成17年6月22日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第66号）において、他人の不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則の整備を図るとともに、退去強制事由の整備も図り、旅券等の不正受交付罪等により刑に処せられた者を退去強制できることとした。

ワンポイント解説

「不法入国者」と「不法上陸者」

「不法入国者」とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

他方、「不法上陸者」とは、入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による上陸の許可（一般上陸の許可）の証印又は同章第4節の規定による上陸の許可（特例上陸許可）を入国審査官から受けることなく本邦に上陸した者をいう。

第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成17年に退去強制手続を執った入管法違反者は5万7,172人で、16年と比べて1,821人（3.3%）の増加となっている。このうち、16年12月に施行された改正入管法により開始された出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は1万2,239人であった。退去強制手続を執った入管法違反者については、同違反者が地方へ拡散したこと、1か所で稼働する不法就労者の数が減少（小口化）したことなどにより、一時、4万人台で推移していたが、不法滞在者半減5か年計画の初年である16年以降は、関係機関との協力をより一層強化し、摘発を強力に推進するなど、効果的かつ、効率的な退去強制手続に努めた結果、大幅に増加し5万人を超えている。

退去強制事由別内訳を見ると、平成17年は、不法残留4万2,254人（73.9%）、不法入国1万1,586人（20.3%）、資格外活動1,890人（3.3%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

なお、平成17年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は4万5,935人で全体の80.3%を占めている（表29）。

国籍（出身地）別では、中国が1万7,252人（30.2%）と最も多く、3年連続で第1位となった。次いで、フィリピン9,627人（16.8%）、韓国8,050人（14.1%）の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている（表30）。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

表29 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成13	14	15	16	17
総数		40,764	41,935	45,910	55,351	57,172
不法入国		8,952	8,388	9,251	11,217	11,586
不法上陸		826	789	777	992	690
資格外活動		594	850	1,199	1,399	1,890
不法残留		30,063	31,520	34,266	41,175	42,254
刑罰法令違反等		329	388	417	568	752
不法就労者		33,508	32,364	34,325	43,059	45,935

表30 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		40,764	41,935	45,910	55,351	57,172
中国		8,731	9,287	12,382	15,702	17,252
フィリピン		5,104	4,997	5,698	8,558	9,627
韓国		9,952	9,656	7,877	7,782	8,050
タイ		3,466	3,172	2,993	3,572	3,388
インドネシア		1,343	1,366	1,567	2,103	2,000
マレーシア		1,255	1,393	1,711	1,575	1,559
バングラデシュ		1,204	929	946	1,312	1,529
ミャンマー		571	568	837	1,466	1,334
スリランカ		769	796	806	1,086	1,204
ペルー		1,196	1,196	1,103	1,292	1,194
その他		7,173	8,575	9,990	10,903	10,035

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(1) 不法入国

平成17年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は、16年と比べて369人（3.3%）増加し1万1,586人となり、入管法違反者全体の20.3%を占めている。13年以降の推移を見ると、14年にいったん減少したものの、15年から再び増加に転じ、17年は13年に比べて2,634人（29.4%）の増加となっており、依然として多数の不法入国者が本邦に潜伏していることを裏付けることとなった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が4,960人で最も多く全体の42.8%を占め、次いでフィリピン2,074人（17.9%）、タイ1,139人（9.8%）の順となっており、平成13年以降、これら上位3か国の順位に変動は見られないが、中国の増加が顕著であり、その件数とともに大きな脅威となっている（表31）。

表31 国籍（出身地）別不法入国事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		8,952	8,388	9,251	11,217	11,586
中国		3,032	3,041	4,077	4,588	4,960
フィリピン		1,383	1,261	1,385	1,955	2,074
タイ		1,283	1,173	992	1,219	1,139
バングラデシュ		644	448	433	626	646
韓国		440	484	443	587	617
イラン		566	575	449	425	402
ミャンマー		108	96	149	295	323
パキスタン		418	366	317	334	300
ペル		265	262	247	331	255
インドネシア		138	99	127	148	172
その他		675	583	632	709	698

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

ア 航空機による不法入国

平成17年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は16年と比べて217人（2.8%）増加し8,065人となった。これは、不法入国者全体の69.6%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,570人で最も多く全体の31.9%を占め、次いでフィリピン1,927人（23.9%）、タイ1,065人（13.2%）の順となっており、これら上位3か国で全体の約70%を占めている。特に中国の増加は顕著であり、平成17年は13年と比べて1,165人（82.9%）の大幅な増加となっている（図27、表32）。

イ 船舶による不法入国

平成17年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、船舶を利用した不法入国者数は16年と比べて152人（4.5%）増加し3,521人となり、不法入国者全体の30.4%を占めている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,390人で最も多く全体の67.9%を占めており、次い

でバングラデシュ348人（9.9%），韓国229人（6.5%），フィリピン147人（4.2%），ミャンマー119人（3.4%）の順となっている。平成13年以降，1位の中国と2位のバングラデシュの順位に変化はなく，特に中国は全体の60%以上を占めている（図28，表33）。

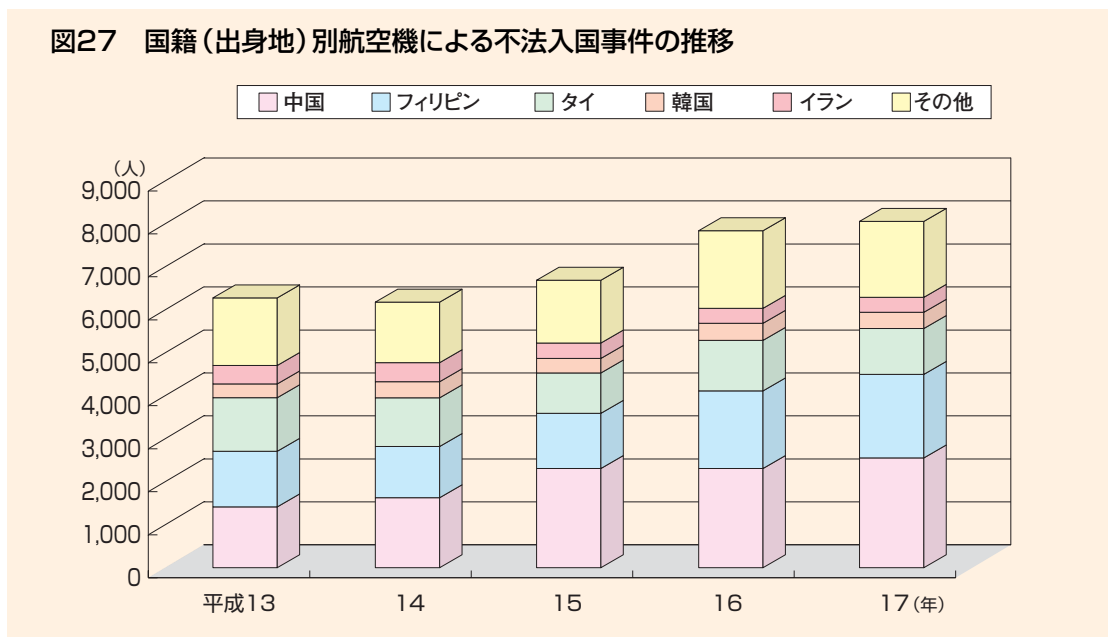


表32 国籍(出身地)別航空機による不法入国事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		6,299	6,201	6,694	7,848	8,065
中国		1,405	1,636	2,317	2,295	2,570
フィリピン		1,301	1,183	1,275	1,825	1,927
タイ		1,247	1,140	948	1,165	1,065
韓国		325	373	330	412	388
イラン		426	437	359	343	340
その他		1,595	1,432	1,465	1,808	1,775

(注) 表中「中国」には台湾，香港，その他は含まない。

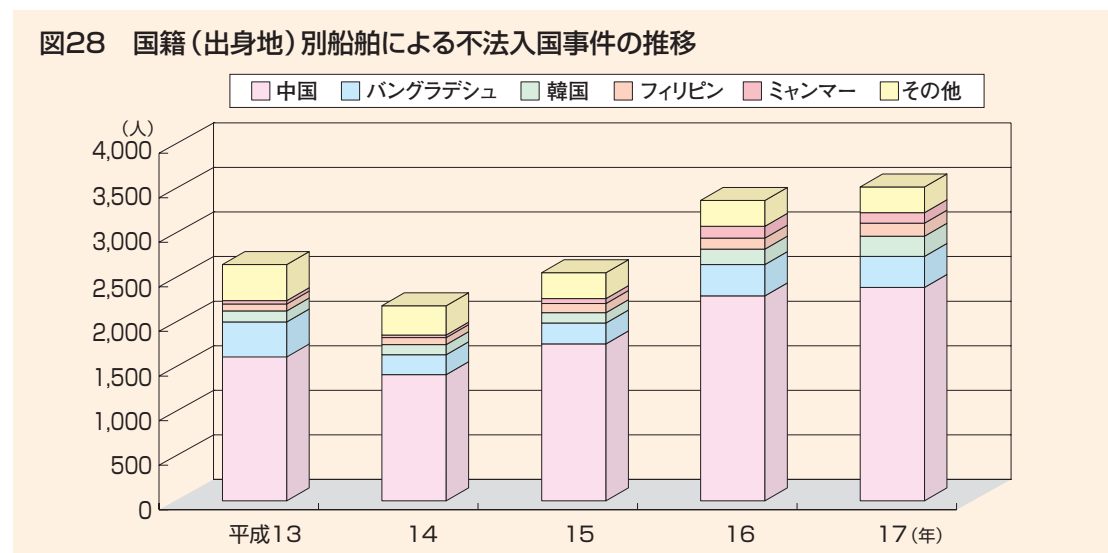


表33 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		2,653	2,187	2,557	3,369	3,521
中国		1,627	1,405	1,760	2,293	2,390
バングラデシュ		381	232	232	352	348
韓国		115	111	113	175	229
フィリピン		82	78	110	130	147
ミャンマー		34	20	54	122	119
その他		414	341	288	297	288

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成17年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、16年と比べて302人（30.4%）減少し690人となったが、これは入管法違反者全体の1.2%であり、13年以降おおむね同様の割合で推移している。

国籍（出身地）別に見ると、中国が374人で最も多く全体の54.2%を占めており、次いでミャンマー43人（6.2%）、スリランカ38人（5.5%）、ロシア33人（4.8%）、タイ32人（4.6%）の順となっており、平成13年以降、中国が一貫して最も多くなっている（表34）。

表34 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		826	789	777	992	690
中国		489	408	390	432	374
ミャンマー		18	36	33	77	43
スリランカ		8	5	17	64	38
ロシア		36	46	42	56	33
タイ		58	41	29	49	32
フィリピン		20	41	23	54	29
韓国		26	30	45	40	23
パキスタン		45	26	20	28	17
オランダ		1	3	4	6	11
ブラジル		6	15	26	15	8
米国		7	8	5	10	8
バングラデシュ		8	8	4	7	8
その他		104	122	139	154	66

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成17年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は16年と比べて1,079人（2.6%）増加し、4万2,254人となった。これは入管法違反者全体の73.9%に当たり、13年以降の推移を見ると、一貫して増加している。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万1,301人で最も多く全体の26.7%を占めており、次いで韓国6,959人（16.5%）、フィリピン6,583人（15.6%）、タイ2,166人（5.1%）、インドネシア1,779人（4.2%）の順となっている。平成13年以降の推移を見ると、韓国が減少傾向にある一方、中国、フィリピン、スリランカ及びベトナムは大幅に増加している（表35）。

表35 国籍(出身地)別不法残留事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		30,063	31,520	34,266	41,175	42,254
中国		5,019	5,600	7,429	10,197	11,301
韓国		9,326	8,911	7,099	6,837	6,959
フィリピン		3,504	3,373	3,879	5,949	6,583
タイ		2,090	1,935	1,947	2,267	2,166
インドネシア		1,190	1,243	1,419	1,896	1,779
マレーシア		1,176	1,320	1,639	1,509	1,490
スリランカ		667	688	670	875	1,028
ベトナム		319	420	528	897	1,021
ミャンマー		444	436	653	1,093	968
ペルー		914	908	816	917	919
その他		5,414	6,686	8,187	8,738	8,040

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成17年は16年と比べて491人(35.1%)増加し1,890人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の3.3%であるが、13年から一貫して増加しており、17年は13年と比べて3倍以上の増加となっている。

国籍(出身地)別に見ると、フィリピンが862人で最も多く全体の45.6%を占めており、次いで韓国396人(21.0%)、中国357人(18.9%)の順となっており、これら上位3か国で全体の85.4%を占めている。平成13年以降の推移を見ると、特にフィリピンの増加が顕著であり、17年は13年と比べて約6.5倍に増加しているとともに、16年と比較しても59.3%増加となっている。

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人の在留期間が満了し不法残留した場合には、不法残留事件として処理することから、違反事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている(表36)。

表36 国籍(出身地)別資格外活動事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		594	850	1,199	1,399	1,890
フィリピン		132	267	372	541	862
韓国		140	211	274	294	396
中国(本土)		148	171	367	304	357
インドネシア		12	13	17	48	45
ルーマニア		1	28	14	33	34
中国(台湾)		25	36	52	15	22
ウクライナ		1	18	31	8	20
ベトナム		4	2	8	15	19
ロシア		20	31	5	24	17
タイ		10	5	1	4	15
その他		101	68	58	113	103

2 不法就労事件

(1) 概況

平成17年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は4万5,935人で、入管法違反者全体の80.3%を占めており、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている（表29）。

このような状況は、緩やかに回復しているものの依然として厳しさの残る雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪ったり、雇用主が安価な労働力として不法就労者を雇った結果、合法的に労働者を雇用した場合に比べて経済競争上有利となることから、公正な経済競争を侵害するなどの弊害をもたらしているとの指摘もなされている。

また、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍（出身地）別

不法就労者を地域別に見ると、アジアが4万2,818人で全体の93.2%を占め圧倒的に多く、次いで南米4.0%、アフリカ1.7%の順となっており、依然としてアジアから我が国に入学し不法就労に従事する者の割合が極めて高い状況にある。また、国籍（出身地）はアジア地域を中心に111か国に及び、平成16年と比べて10か国（地域）増加するなど、より一層多国籍化が進行している。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万4,239人で最も多く全体の31.0%を占めており、次いでフィリピン7,378人（16.1%）、韓国6,514人（14.2%）、タイ2,816人（6.1%）、インドネシア1,844人（4.0%）の順となっており、これら上位5か国で全体の71.4%を占めている。平成13年以降の推移を見ると、中国は一貫して増加し、17年は13年と比べて約2倍に増加しているほか、フィリピン、ミャンマー及びベトナムの増加も顕著となっている（図29、表37）。

図29 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

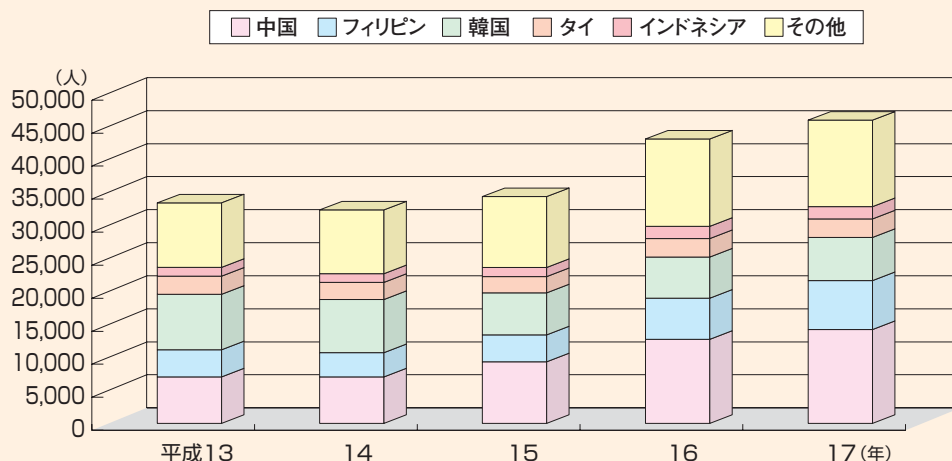


表37 国籍(出身地)別不法就労事件の推移

(人)

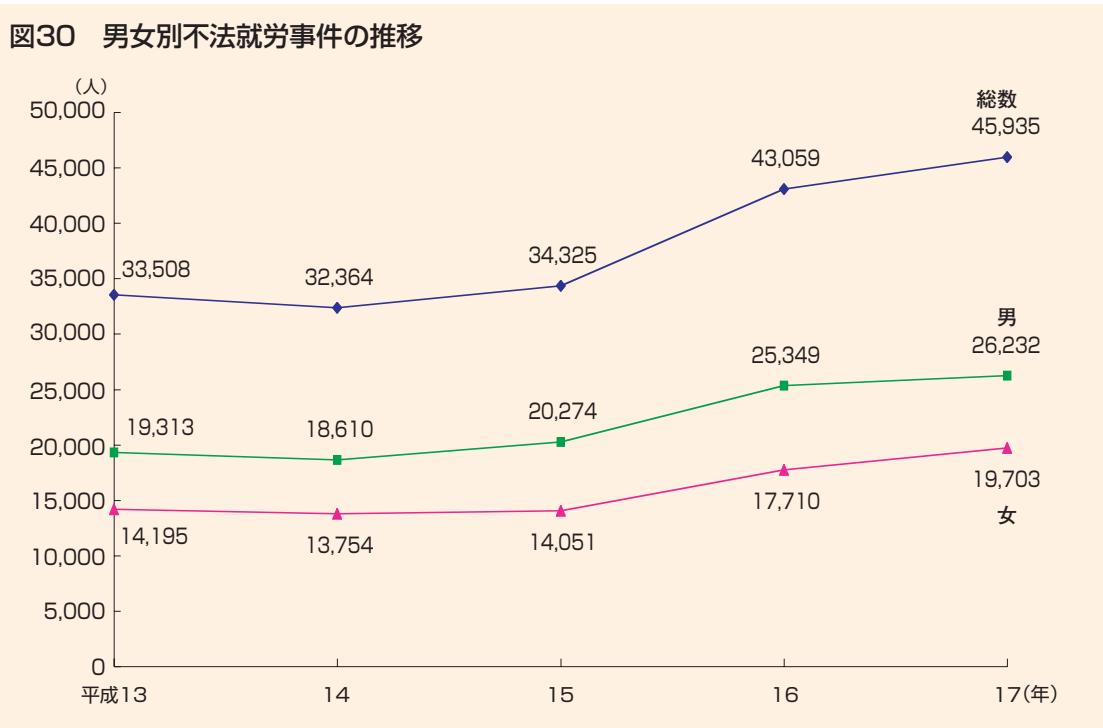
国籍(出身地)		年	平成13	14	15	16	17
総	数		33,508	32,364	34,325	43,059	45,935
	男		19,313	18,610	20,274	25,349	26,232
	女		14,195	13,754	14,051	17,710	19,703
中	国		7,080	7,087	9,302	12,669	14,239
	男		4,686	4,585	5,997	8,104	8,749
	女		2,394	2,502	3,305	4,565	5,490
フィリピン			4,072	3,696	4,108	6,299	7,378
	男		1,352	1,313	1,453	2,263	2,647
	女		2,720	2,383	2,655	4,036	4,731
韓	国		8,400	8,043	6,372	6,192	6,514
	男		3,461	3,249	2,564	2,281	2,274
	女		4,939	4,794	3,808	3,911	4,240
タ	イ		2,800	2,538	2,423	2,831	2,816
	男		1,122	1,054	1,030	1,179	1,158
	女		1,678	1,484	1,393	1,652	1,658
インドネシア			1,222	1,254	1,389	1,897	1,844
	男		862	871	975	1,350	1,297
	女		360	383	414	547	547
マレーシア			1,209	1,329	1,638	1,486	1,486
	男		832	917	1,193	1,084	1,060
	女		377	412	445	402	426
バングラデシュ			1,102	833	861	1,214	1,405
	男		1,074	806	828	1,166	1,328
	女		28	27	33	48	77
ミャンマー			502	518	780	1,356	1,247
	男		390	427	655	1,121	962
	女		112	91	125	235	285
スリランカ			685	687	674	891	1,024
	男		581	606	588	799	898
	女		104	81	86	92	126
ベトナム			275	330	408	732	900
	男		157	201	227	373	490
	女		118	129	181	359	410
その他			6,161	6,049	6,370	7,492	7,082
	男		4,796	4,581	4,764	5,629	5,369
	女		1,365	1,468	1,606	1,863	1,713

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が2万6,232人(57.1%)、女性が1万9,703人(42.9%)であり、男女の比率は、平成13年以降おおむね同様の比率で推移している。

なお、上位国では、フィリピン、韓国及びタイの3か国で女性が男性を上回っており、バングラデシュ及びスリランカでは、そのほとんどを男性が占めている(図30)。



(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1万1,786人で最も多く全体の25.7%を占めており、次いでホステス等接客7,319人(15.9%)、建設作業員6,378人(13.9%)の順となっており、平成16年と同様であった。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウェイトレス・バーテンの順となっている(表38)。

(5) 稼働場所(都道府県)別

不法就労者の稼働場所(都道府県)別を見ると、東京都が1万6,612人で最も多く全体の36.2%を占めており、次いで神奈川県4,452人(9.7%)、埼玉県4,101人(8.9%)、千葉県3,555人(7.7%)、愛知県3,415人(7.4%)の順となっており、依然として不法就労者は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。特に関東地区1都6県(東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木)で不法就労者全体の73.7%を占めており、関東地区への集中を裏付ける一方、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認されるなど、地方への拡散も認められる(表39)。

表38 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成13	14	15	16	17
総	数	33,508	32,364	34,325	43,059	45,935
	男	19,313	18,610	20,274	25,349	26,232
	女	14,195	13,754	14,051	17,710	19,703
工	員	8,413	7,084	7,156	10,440	11,786
	男	6,210	5,181	5,146	7,402	8,447
	女	2,203	1,903	2,010	3,038	3,339
ホステス等接客		6,009	5,081	5,057	6,597	7,319
	男	362	236	184	229	258
	女	5,647	4,845	4,873	6,368	7,061
建設作業	者	5,330	4,790	5,468	6,228	6,378
	男	5,290	4,757	5,426	6,185	6,331
	女	40	33	42	43	47
ウェイトレス・バーテン		2,595	2,653	2,919	3,471	4,091
	男	1,043	1,030	1,235	1,401	1,518
	女	1,552	1,623	1,684	2,070	2,573
調理人		1,939	2,052	2,534	3,592	3,199
	男	1,256	1,296	1,845	2,591	2,224
	女	683	756	689	1,001	975
その他の労務作業	者	2,158	2,462	2,140	2,636	2,858
	男	1,691	1,945	1,739	2,185	2,264
	女	467	517	401	451	594
その他		7,064	8,242	9,051	10,095	10,304
	男	3,461	4,165	4,699	5,356	5,190
	女	3,603	4,077	4,352	4,739	5,114

表39 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成13	14	15	16	17
総	数	33,508	32,364	34,325	43,059	45,935
東	京 都	10,507	10,962	13,579	16,572	16,612
神	奈 川 県	3,059	2,586	2,634	3,625	4,452
埼	玉 県	3,112	2,794	2,703	3,805	4,101
千	葉 県	2,959	2,682	2,573	3,220	3,555
愛	知 県	2,082	2,165	2,349	3,229	3,415
茨	城 県	1,753	1,902	1,583	1,775	2,007
群	馬 県	1,448	1,247	993	1,370	1,919
大	阪 府	2,321	1,922	1,637	1,686	1,632
栃	木 県	826	749	635	837	1,222
静	岡 県	771	701	896	1,251	1,167
そ	の 他	4,670	4,654	4,743	5,689	5,853

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなるが、その受理件数の推移を見ると、平成5年の7万618件をピークとしてその後若干減少し、13年には4万1,357件まで減少したものの、その後、増加に転じ、16年は15年と比べて1万件近く増加して、5万6,018件となり、17年も引き続き増加し5万7,569件となった（表40）。

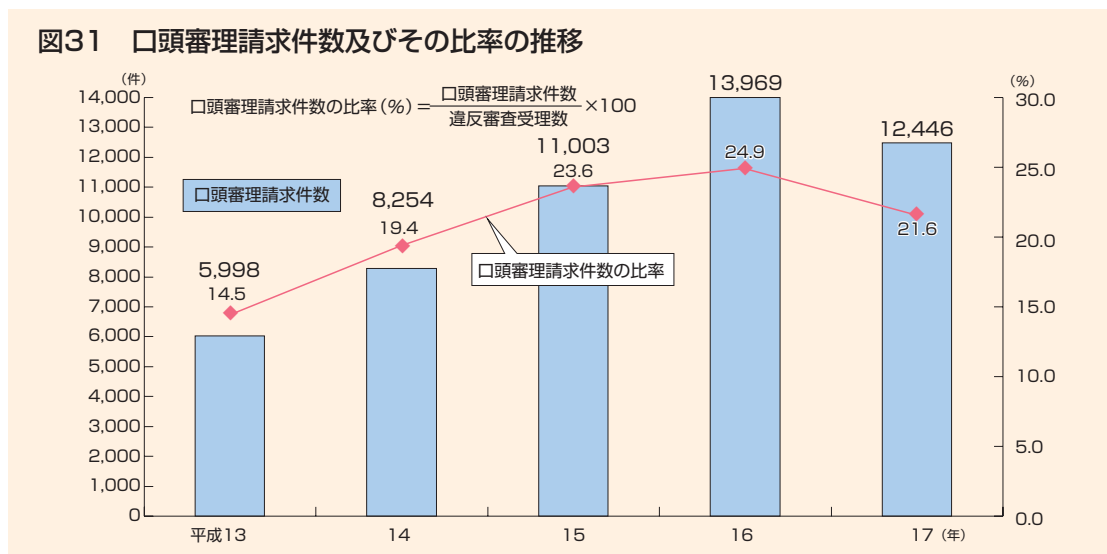
表40 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 (件)

区分		年	平成13	14	15	16	17	
違反 審査	受 理		41,357 (449)	42,504 (497)	46,535 (548)	56,018 (596)	57,569 (286)	
	既 済	非 該 当		2	3	2	4	7
		退去強制令書発付		34,711	33,607	34,855	40,771	32,284
		口頭審理請求		5,998	8,254	11,003	13,969	12,446
		出国命令書交付		—	—	—	918	12,227
	未済,その他		646	640	675	356	605	
口頭 審理	受 理		6,514 (493)	9,067 (785)	12,092 (1,061)	14,869 (866)	13,002 (518)	
	既 済	非 該 当		—	—	—	—	—
		退去強制令書発付		56	104	102	113	137
		異議申出		5,637	7,872	11,081	14,191	12,056
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
	未済,その他		821	1,091	906	565	809	
裁 決	受 理		6,562 (864)	8,378 (607)	11,738 (628)	14,897 (703)	12,533 (461)	
	既 済	理 由 あり		7	—	8	—	—
		理 由 なし		5,916	7,711	11,204	14,412	11,922
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
	未済,その他		639	667	521	485	611	
口頭 審理 請求	口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)		14.5	19.4	23.6	24.9	21.6	

(注) 受理件数の () 内は前年からの繰越件数で内数である。

また、違反審査後の口頭審理請求件数も急増しており、平成6年が1,022件であったのに対し、13年は5,998件、17年は1万2,446件となり、16年と比べて若干減少したものの、依然1万件を超え高水準で推移している。違反審査受理件数に対する口頭審理の新規受理件数の占める比率も、6年はわずか1.5%であったが、13年14.5%、16年24.9%と著しく上昇し、17年も21.6%となった。これは、我が国での滞在期間の長期化に伴って、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望して自ら入国管理局へ出頭する案件が増加していること、近年、入管法違反外国人やその関係者が、退去強制事由に該当する外国人であっても我が国で継続して生活ができるよう強く要望するようになったことに加え、家族の統合や病気等の人道上の事由に配慮した在留特別許可が認められることが外国人にもさらに浸透

し、その結果、入国審査官から退去強制対象者に該当する旨の認定を受けたとしても口頭審理を請求する事案が増加したものと考えられる（図31）。



口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数も、同様の理由から増加傾向にあり、平成6年は733件であったが、13年は7.7倍の5,637件、16年は19.4倍の1万4,191件となり、17年においても16.4倍の1万2,056件となっている（表40）。

なお、違反審査事件の国籍（出身地）は、平成13年101か国（地域）、14年122か国（地域）、15年135か国（地域）、16年は127か国（地域）、17年も127か国（地域）（無国籍を除く。）となっており、近年は毎年100か国（地域）を超え、その多国籍化が進む傾向にある。

また、違反審査及び口頭審理においては、通訳の確保が困難な事件や難民認定申請をしている事件が増加しているため、事件処理を慎重に行うとともに、当該外国人を長期間不安定な状態に置くことがないように事件処理を迅速に行うことが求められているため、入国管理局においては、通訳人名簿を作成し、優秀な通訳人の迅速な確保に努め、また、実態調査、関係機関に対する照会を行うなどして、慎重かつ迅速な事件処理に努めている。

（2）退去強制令書の発付

平成17年の退去強制令書の発付件数は3万3,520件であり、13年から17年までの推移を見ると、13年から15年までは3万件台で推移していたが、16年には4万2,074件と急増し、17年は3万3,520件と、過去5年間で最少件数まで減少している。

これは、平成16年12月2日に施行された出国命令制度が17年に本格的に運用されたため、これまで退去強制令書が発付されていた出国命令対象者については、出国命令により出国が可能となったものと考えられる。退去強制令書発付件数と出国命令書交付件数の合計を見ると、16年が4万2,992件、17年は4万5,747件となっている。

平成17年に退去強制令書が発付された入管法違反者を退去強制事由別に見ると、不法残留が2万764件で全体の61.9%と依然過半数を超えているものの、80.9%であった11年以降減少している一方で、不法入国の割合は13年の21.8%から28.1%に増加している。これは、

偽造旅券等の偽変造文書を行使して不法入国を果たす者等が依然として後を絶たないことに加え、出国命令制度が創設されたことが主な要因であると考えられる。また、刑罰法令違反及び資格外活動事案の数は13年以降増加し続け、全体に占める割合も13年の2.2%から7.7%に増加している（表41）。

表41 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

退去強制事由	年	平成13	14	15	16	17
総数		35,408	34,455	35,850	42,074	33,520
不法残留		26,145	25,176	25,383	29,802	20,764
不法入国		7,719	7,244	8,058	9,296	9,427
不法上陸		688	712	707	873	635
資格外活動		567	848	1,168	1,380	1,874
刑罰法令違反		222	399	438	617	701
その他		67	76	96	106	119

また、国籍（出身地）別に見ると、平成17年は、中国が1万909件で最も多く全体の32.5%を占めており、次いでフィリピン4,421件（13.2%）、韓国・朝鮮3,955件（11.8%）、タイ1,895件（5.7%）、インドネシア1,380件（4.1%）、バングラデシュ1,336件（4.0%）の順になっている。13年から17年までの推移を見ると、第1位であった韓国・朝鮮が一貫して減少し、13年の半数以下になっているのに対し、中国が大幅に増加して15年に韓国を抜き第1位となり全体の30%以上を占めており、フィリピン、ミャンマー、スリランカ及びベトナムも増加傾向にある（図32、表42）。

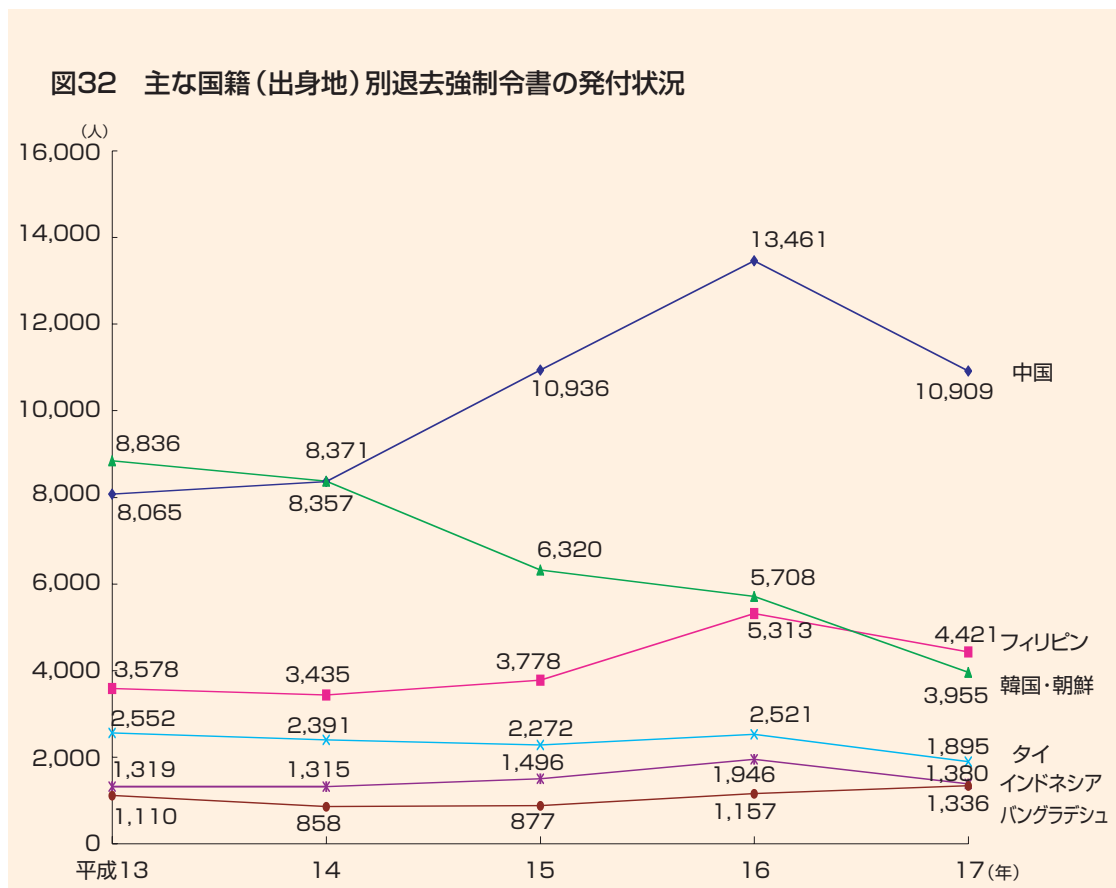


表42 国籍(出身地)別退去強制令書の発付状況 (件)

国籍(出身地) \ 年	平成13	14	15	16	17
総数	35,408	34,455	35,850	42,074	33,520
中国	8,065	8,357	10,936	13,461	10,909
フィリピン	3,578	3,435	3,778	5,313	4,421
韓国・朝鮮	8,836	8,371	6,320	5,708	3,955
タイ	2,552	2,391	2,272	2,521	1,895
インドネシア	1,319	1,315	1,496	1,946	1,380
バングラデシュ	1,110	858	877	1,157	1,336
マレーシア	1,220	1,371	1,652	1,472	990
ミャンマー	537	503	770	1,353	929
スリランカ	748	756	752	991	896
ベトナム	282	356	429	819	692
その他	7,161	6,742	6,568	7,333	6,117

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 仮放免

平成17年に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、16年と比べて277件増加し1,457件となった。一方、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、16年と比べて387件増加し769件となった。これは、送還が困難である等の理由により収容が長期化している場合など、人道上の配慮等から仮放免を弾力的に運用した結果である。

なお、収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、平成16年に大きく減少しているが、自ら出頭した入管法違反者で、逃亡等のおそれ等もないものについては在宅のまま調査を進め、収容当日に在留特別許可となる事案が増加したことによる(表43)。

表43 仮放免許可件数の推移 (件)

令書の種別 \ 年	平成13	14	15	16	17
収容令書によるもの	4,782	4,477	4,284	1,180	1,457
退去強制令書によるもの	219	347	262	382	769

(4) 在留特別許可

平成17年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は1万834人であり、13年の5,306人からは5,528人増加し、3年連続で1万人を突破しており、高水準で推移している。さらに、この数は、平成5年以前には500人を割っていた状況と比較すると、飛躍的な伸びを記録しているものである。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなどして、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

より具体的な事例として、日本人と婚姻し、その婚姻の実態がある場合で、入管法以外の法令に違反していない外国人等が挙げられ、平成16年以降、毎年法務省ホームページにおいて事例公表を行っている。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成17年は不法残留が8,483件で最も多く全体の78.3%を占めており、次いで不法入国・不法上陸2,077件(19.2%)、刑罰法令違反等

274件（2.5％）の順になっている。13年から17年までの推移を見ると、不法残留は15年に全体の84.7％を占めたが、その後減少に転じ、17年には78.3％となった一方、不法入国・不法上陸は、15年に13.3％まで減少したが、その後増加に転じ、17年には19.2％となった。刑罰法令違反等は、2.0～3.7％の間で増減を繰り返している（表44）。

表44 退去強制事由別在留特別許可件数の推移 (件)

退去強制事由	年	平成13	14	15	16	17
総数		5,306	6,995	10,327	13,239	10,834
不法入国・不法上陸		1,369	1,068	1,374	2,188	2,077
不法残留		3,743	5,726	8,743	10,697	8,483
刑罰法令違反等		194	201	210	354	274

平成17年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が2,211件で全体の20.4％を占め、次いで韓国・朝鮮が1,807件（16.7％）となっている。13年から17年までの推移を見ると、韓国・朝鮮は全体に占める割合が13年から16年にかけては減少しており、16年は15.5％となったが、17年には16.7％に増加した。中国は、13年から16年まで件数及び全体に占める割合ともに増加し、17年には件数はほぼ横ばいであったものの、全体に占める割合は20.4％まで増加した。また、その他の国籍については、14年の71.4％をピークに減少傾向にあり、17年は62.9％であった（表45）。

表45 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移 (件)

国籍（出身地）	年	平成13	14	15	16	17
総数		5,306	6,995	10,327	13,239	10,834
中国		566	802	1,464	2,212	2,211
韓国・朝鮮		1,100	1,198	1,671	2,057	1,807
その他		3,640	4,995	7,192	8,970	6,816

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成17年の被送還者数は16年と比べて8,734人（20.8％）減少し3万3,192人となった。これは出国命令制度が16年12月から実施されたことに伴い、出国命令を受けて出国した者を本件数から除外したことによる（下記5参照）。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万1,209人で最も多く全体の33.8％を占めており、次いでフィリピン4,961人（14.9％）、韓国3,962人（11.9％）、タイ1,930人（5.8％）、バンラデシュ1,271人（3.8％）の順となっている（表46）。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の95.8％と圧倒的多数を占めている一方、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成17年における国費による個別の被送還者数は、13年と比べて約3.5倍増加し、192人となっている（表47）。

表46 国籍(出身地)別被送還者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		35,380	33,788	35,911	41,926	33,192
中国		7,981	8,290	11,027	13,408	11,209
フィリピン		3,602	3,237	3,780	5,207	4,961
韓国		8,881	8,287	6,381	5,696	3,962
タイ		2,559	2,309	2,299	2,527	1,930
バングラデシュ		1,144	840	895	1,223	1,271
インドネシア		1,352	1,305	1,567	2,009	1,241
マレーシア		1,266	1,346	1,656	1,519	1,179
スリランカ		786	737	745	1,005	821
ミャンマー		565	482	680	1,333	778
イラン		1,151	1,074	850	673	620
その他		6,093	5,881	6,031	7,326	5,220

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表47 送還方法別被送還者数の推移 (人)

送還方法	年	平成13	14	15	16	17
総数		35,380	33,788	35,911	41,926	33,192
自費出国		33,882	32,068	33,914	40,480	31,811
法59条送還		1,302	1,481	1,642	1,313	1,177
国費送還(個別送還)		55	76	95	119	192
国費送還(集団送還)		141	163	260	—	—
その他		—	—	—	7	—
国際受刑者移送条約		—	—	—	7	12

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成17年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、16年の119人と比べて73人(61.3%)増加し192人となった。

また、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない(表48)。

表48 中国向け集団送還者数の推移

	年	平成13	14	15	16	17
実施回数(回)		2	2	3	0	0
被送還者数(人)		141	163	260	0	0

(2) 自費出国

被送還者のうち、平成17年に自費出国した者は16年と比べて8,669人(21.4%)減少し3万1,811人となった。これは、出国命令制度が16年12月から実施されたことに伴い、出国命令を受けて出国した者を本件数から除外したことによる(下記5参照)。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているが、近年、自費出国を希望する者でも、旅券、航空券又は帰国費用等を所持しない者が増加しており、これらの者が旅券の発給を受けるなどして自費出国するまでには相当の期間を要し、送還までに時間がかかるようになっている。

このようなケースについては、退去強制手続と平行して、当該外国人に日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取り航空券や帰国費用の調達に努めさせる一方、旅券を所持しない者については、在日外国公館に対して旅券の早期発給につき申し入れを行うなどして早期送還に努めている（表49）。

表49 国籍(出身地)別自費出国による被送還者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		33,882	32,068	33,914	40,480	31,811
中国		7,593	7,627	9,931	12,919	10,621
フィリピン		3,498	3,089	3,655	5,101	4,810
韓国		8,842	8,216	6,326	5,656	3,912
タイ		2,304	2,090	2,159	2,370	1,865
バングラデシュ		1,099	816	875	1,211	1,258
インドネシア		1,238	1,278	1,525	1,989	1,224
マレーシア		1,244	1,335	1,653	1,519	1,179
ミャンマー		489	457	664	1,329	774
スリランカ		708	718	706	929	766
ベトナム		275	334	409	795	558
その他		6,592	6,108	6,011	6,662	4,844

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成17年は1,177人であり、16年と比べて136人（10.4%）の減少となった（表47）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

5 出国命令事件

(1) 概況

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、16年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した外国人が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させるとともに、上陸拒否期間を5年から1年に短縮することとしている。

(2) 違反調査

平成17年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は1万2,239人で、入管法違反者全体の21.4%を占めている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が3,779人で最も多く全体の30.9%を占めており、次いで韓国2,206人（18.0%）、フィリピン1,745人（14.3%）、インドネシア673人（5.5%）、タイ507人（4.1%）の順となっており、これら上位5か国で全体の72.8%を占めている。

また、上位国について、入管法違反者全体に占める割合を見ると、インドネシア（33.7%）や韓国（27.4%）が高い割合を示す一方、タイ（15.0%）やフィリピン（18.1%）は平均より低い割合となっている（表50）。

表50 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成17年） (人)

国籍(出身地)	適条	総数	24-2-2	24-4-1	24-6	24-6-2	24-7
総数		12,239	0	11,303	419	2	515
中国		3,779	0	3,637	102	0	40
韓国		2,206	0	2,143	5	0	58
フィリピン		1,745	0	1,480	75	0	190
インドネシア		673	0	593	67	1	12
タイ		507	0	384	49	0	74
マレーシア		323	0	323	0	0	0
ベトナム		309	0	301	1	0	7
スリランカ		294	0	277	12	0	5
モンゴル		272	0	252	18	0	2
ペルー		255	0	221	0	0	34
その他		1,876	0	1,692	90	1	93

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 審査

ア 事件の受理・処理

平成17年に出国命令対象者として入国警備官から引き継がれた者は1万2,239人であり、違反審査受理件数全体の21.3%であった。

出国命令制度については、出国命令対象者が自ら出国を希望して各地方入国管理局に出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理し、平成17年は1万2,230人について処理し、そのうち3人については出国命令対象者に該当しないとして、入国警備官に差し戻している。

イ 出国命令書の交付

平成17年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は1万2,227人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3,777人で最も多く全体の30.9%を占めており、次いで韓国2,206人（18.0%）、フィリピン1,742人（14.2%）、インドネシア670人（5.5%）、タイ507人（4.1%）の順となっており、これら上位5か国で全体の72.8%を占めている（表51）。

また、上位国について国籍（出身地）別退去強制令書発付件数と比較すると、韓国、フィリピン、インドネシアは出国命令対象者全体に占める割合のほうが、退去強制令書発付件数全体に占める割合より高い割合を示す一方、中国とタイは出国命令対象者全体に占める割合のほうが、退去強制令書発付件数全体に占める割合より低かった。

（4）出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、EDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けなければならないが、加えて、出国する出入国港において、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

表51 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況（件）

国籍(出身地)	年	平成16	17
総 数		918	12,227
中 国		252	3,777
韓国・朝鮮		133	2,206
フィリピン		276	1,742
インドネシア		46	670
タ イ		36	507
マレーシア		20	324
ベトナム		19	304
スリランカ		15	295
モンゴル		18	273
ペ ル ー		19	254
そ の 他		84	1,875

（注）表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

（注）平成16年は、同年12月2日に出国命令制度が施行されたことから同日以降の交付件数である。

第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、実際には昭和50年から10年余りにわたって流出したインドシナ難民を除き、必ずしも多くの外国人が我が国に対し難民としての保護を希望したわけではなかった。

ところが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を平成16年6月2日に公布し、17年5月16日から施行している。

入国管理局としては、新しい難民認定制度を適正に運用すると共に、組織及び審査体制を整備・強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。

（注）我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。



難民旅行証明書

第1節◆難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成17年末までの総申請件数は3,928件である。申請の理由としては、一人の申請者が複数の理由を申し立てる場合もあるが、政治的意見を理由とするものが最も多い。

申請件数は、初年の昭和57年が530件と最も多かったほかは、平成7年までは20件台から70件台で推移し、その後は100件台から300件台であった。16年には初年に次いで426件の申請があり、17年は384件と難民認定制度発足以降、3番目の数であった（表52）。

表52 難民認定申請・処理状況及び庇護状況 (件)

区分	年	昭和57~平成10	11	12	13	14	15	16	17	総数
申請		1,703	260	216	353	250	336	426	384	3,928
処理	認定	227	16	22	26	14	10	15	46	376
	不認定	1,090	177	138	316	211	298	294	249	2,773
	取下げ	271	16	25	28	39	23	41	32	475
	計	1,588	209	185	370	264	331	350	327	3,624
人道配慮による在留(注1)		72(注2)	44	36	67	40	16	9	97	381

(注1) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注2) 平成10年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成10年までの数を合計したものである。

難民認定申請者の国籍（出身地）別内訳を見ると、前記の3,928件のうち、申請件数の多い順にミャンマー709件、トルコ654件、パキスタン417件、イラン396件、アフガニスタン258件となっており、アジア・中東地域出身者からの申請が上位を占めている。

なお、平成17年の国籍別申請件数は、申請の多い順にミャンマー212件、トルコ40件、バングラデシュ29件となっている。この内ミャンマーについては前年と比較して74件（53.6%）増加しているが、その一方で、トルコの申請件数は前年と比較すると91件（69.5%）減少している。

2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成17年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは376件、難民と認定しなかったものは2,773件、申請を取り下げたものは475件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数／認定数と不認定数の和）は11.9%である。

また、難民条約等加入後、各年の難民認定数を見ると、難民条約等への加入当初の昭和57年から59年までは30件以上であったが、その後減少し、10件台の60年と63年を除き、1ケタ台が続いた。しかし、平成10年から再び増加し、10件台から20件台で推移していたところ、17年には46件と大幅に増加した。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の

枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は381人となっており、平成17年は過去最高の97人が在留を認められている（表52）。

難民条約等の加入後、このように人道的な理由を考慮して在留を認めた事案を加えた実質的に庇護を与えた割合（認定数と人道的な理由を考慮して在留を認めた数の和／認定数と不認定数の和）は24.0%である。

第2節◆異議申立て

1 異議申立て

難民認定制度が創設された昭和57年から平成17年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立ての総数は1,862件である。

平成13年から17年までの推移を見ると、13年は177件で以降急増し、14年は224件、15年は226件に達した後、16年は209件、17年は183件と難民不認定数と連動し若干の減少傾向にある（表53）。

表53 難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況

(件)

区分	年	昭和57~平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	総数
難民不認定		797	293	177	138	316	211	298	294	249	2,773
異議申立(異議申出)		465	159	158	61	177	224	226	209	183	1,862
裁 決	理由あり	1	1	3	—	2	—	4	6	15	32
	理由なし	280	46	113	142	95	232	200	155	162	1,425
	取下げ等	141	16	24	6	18	34	15	23	18	295

(注) 難民不認定処分日と同処分の告知日は異なることが多く、また、告知日から難民不認定に対する異議申出まで7日以内とされており、年をまたがって難民異議申出がなされることがあることから、難民不認定数よりも、難民異議申出数のほうが多くなる場合があった。なお、平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続きが新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

昭和57年から平成17年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立てのうち処理がなされたものは1,752件であり、その内訳は、難民と認定されたものは32件、異議申立てに理由がないとされたものは1,425件であり、その他の295件については、異議申立てを行った外国人の出国等により取り下げられ終止となっている。

平成13年から17年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、13年が2件、15年が4件、16年が6件、17年が15件と増加傾向にあり、異議申立てに理由がないとされたものは、14年には過去最高の232件となったが、以後減少し、15年は200件、16年は155件、17年は162件となっている。また、取下げ等は、13年は18件、14年に34件に達したが、15年は15件、16年は23件、17年は18件と緩やかな減少傾向にある（表53）。

第3節◆一時庇護のための上陸の許可

昭和57年から平成17年末までの一時庇護のための上陸の許可の処理状況を見ると、平成5年までの間に申請のあったベトナム人のボート・ピープル5,668人に対して許可したほか、ベトナム人のボート・ピープル以外からの申請104件については、許可35件、不許可66件、取下げ3件となっている。

平成13年から17年の推移を見ると、ベトナム人のボート・ピープルからの申請はないが、その他の者から5年間で計21件の申請があり、13年に1件、14年に6件それぞれ許可しているが、17年においては申請がない（表54）。

表54 一時庇護のための上陸の許可件数の推移 (件)

年	区分	ボート・ピープル 許 可	そ の 他			
			申 請	許 可	不 許 可	取 下 げ
総	数	5,668	104	35	66	3
昭和57		1,037	22	22	—	—
58		798	8	3	5	—
59		503	5	1	4	—
60		435	17	—	17	—
61		330	6	1	4	1
62		145	1	—	1	—
63		219	1	—	1	—
平成元		1,909	—	—	—	—
2		155	4	—	4	—
3		20	—	—	—	—
4		100	—	—	—	—
5		17	—	—	—	—
6		—	—	—	—	—
7		—	—	—	—	—
8		—	1	—	1	—
9		—	4	—	2	2
10		—	6	1	5	—
11		—	—	—	—	—
12		—	8	—	6	—
13		—	8	1	9	—
14		—	11	6	5	—
15		—	2	—	2	—
16		—	—	—	—	—
17		—	—	—	—	—

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したもの。

第4節◆インドシナ難民

昭和50年のサイゴン陥落により始まったインドシナからのボート・ピープルの流出は、平成4年から大きく減少した。

一方、インドシナ難民の受入枠については1万人となっていたが、政府は、平成6年12月の閣議了解で、1万人を超えても引き続きインドシナ難民の受入れを行っていくことを確認した。その結果、17年末現在の本邦定住インドシナ難民（注1）数は、1万1,319人となっている。その内訳はボート・ピープルから3,536人、海外キャンプから4,372人、政変前に我が国に入学した元留学生等742人、合法出国者（注2）2,669人である。

なお、我が国がボート・ピープルとして一時滞在を認めたインドシナ難民のうち6,816人が平成7年末までに米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー等に向け出国しているが、8年以降はそのような出国はない（表55）。

（注1）インドシナ3国から政変を逃れて難民となって周辺諸国に流出した者等のうち、我が国に定住が許可されたものをいう。具体的には、ボート・ピープルとして我が国に到着・上陸した後我が国に定住が許可された者、海外の難民キャンプから定住者の在留資格で入国する者、合法出国計画によりベトナムから入国する者及び昭和50年のインドシナ政変以前から我が国に滞在しており、政変の結果、帰国することができなくなった者の4類型がある。

（注2）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とベトナム政府との間で取り決められた「合法出国計画（ODP）に関する了解覚書」に基づき、家族再会その他の人道ケースの場合に限定してベトナム政府が海外で定住するための出国を認めることとしたものをいう。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う当該ODPに係る申請手続については、インドシナ3国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、同年度末（16年3月末日）をもって申請受付を終了した。

表55 ボート・ピープルの出国状況

(人)

出国先	年	昭和50～平成3	平成4	5	6	7	平成8～17	総数
総数		6,689	55	8	7	57	—	6,816
米国		3,943	31	—	3	33	—	4,010
カナダ		720	13	4	4	8	—	749
オーストラリア		708	8	3	—	8	—	727
ノルウェー		695	—	—	—	7	—	702
その他		623	3	1	—	1	—	628

第4章 外国人登録の実施状況

第1節 ◆新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

新規登録件数について平成13年から17年までの推移を見ると、13年は34万1,652件であり、14年にやや減少したものの、15年から再び増加に転じ、17年は37万7,510件となっている。新規登録を事由別に見ると、入国によるものは、14年にいったん減少したものの、その後は増加している。出生、日本国籍離脱・喪失によるものは、14,15年と続けて減少し、16年にいったん増加したものの17年は再び減少している。17年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが36万5,725件で全体の96.9%を占め、次いで、出生2.9%、日本国籍離脱・喪失0.02%の順となっている（表56）。

表56 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況 (件)

区分		年	平成13	14	15	16	17
新規登録	総数		341,652	331,661	364,868	376,272	377,510
	入国		328,924	319,155	352,983	364,068	365,725
	出生		11,986	11,809	11,177	11,464	11,122
	日本国籍離脱・喪失		85	76	60	111	74
	その他		657	621	648	629	589
登録閉鎖	総数		223,684	271,204	286,370	317,334	302,685
	出国		201,187	250,055	261,259	292,474	279,919
	日本国籍取得		15,903	14,793	18,566	17,728	16,053
	死亡		5,771	5,623	5,712	5,742	6,039
	その他		823	733	833	1,390	674

登録原票の閉鎖件数について平成13年から17年までの推移を見ると、13年は22万3,684件で、その後継続して増加しており、17年は16年と比べて減少したものの、13年と比べると7万9,001件（35.3%）増加し、30万2,685件となっている。登録原票の閉鎖件数を事由別に見ると、出国によるものは毎年増加していたところ17年は減少に転じ、日本国籍取得によるものも、15年にいったん増加したものの、その後は減少し、17年は1万6,053件となっている。また、死亡によるものは5,600件から5,800件程度で推移していたところ、17年は6,000件を超えた。

平成17年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが27万9,919件で全体の92.5%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの5.3%、死亡によるもの2.0%の順となっている。

（注）外国人登録原票

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

第2節◆変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、市町村の長が職権により変更登録することとなる。

平成17年における変更登録総数は201万7,793件で引き続き増加している。また、居住地以外の変更登録申請件数は13年にいったん減少したものの、全体としては増加しており、17年では14万8,000件で、変更登録全体の71.8%を占めている。

居住地変更登録及び市町村等の廃置分合等による変更登録の件数は、平成13年から16年までは40万件台で推移していたところ、17年は初めて50万件を超え56万9,793件であった（表57）。

表57 変更登録の状況 (件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和	35	174,637	100,834	275,471
	40※	154,922	198,419	353,341
	45	148,578	266,792	415,370
	50	137,195	346,942	484,137
	55※	164,026	374,366	538,392
平成	60※	141,276	445,040	586,316
	2	216,713	883,814	1,100,527
	7	317,807	980,901	1,298,708
	12	388,279	1,175,414	1,563,693
	13	411,405	1,090,251	1,501,656
	14	411,268	1,208,054	1,619,322
	15	453,489	1,347,221	1,800,710
	16	480,309	1,426,824	1,907,133
17	569,793	1,448,000	2,017,793	

(注1)「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

(注3)「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実と合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成17年の登録確認（切替）申請件数は、26万6,571件に上っている（表58）。

表58 登録確認の状況 (件)

年	区分	確認
昭和	40※	485,439
	45	77,341
	50	117,087
	55※	422,568
	60※	338,522
平成	2	337,760
	7	260,014
	12	290,095
	13	220,069
	14	215,815
	15	213,549
	16	263,650
17	266,571	

(注1)「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

第4節◆地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（ワンポイント解説）を交付しており、平成17年における交付件数は152万8,775件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

ワンポイント 解説

登録原票記載事項証明書

外国人登録原票は、個人情報保護のため原則として非公開とされているところ、外国人登録原票に登録された事項は、外登法第4条の3に定める場合に限り開示することができることとされ、開示の方法の一つとして登録原票記載事項証明書を交付することとされている。

第5章 行政訴訟

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「入管関連訴訟」という。）は近年急増している。

本案（注）事件について見た場合、提起件数は、平成13年には91件であったものが、17年においては275件と約3倍となっており、また、係属件数は、13年末現在では174件であったものが、17年末現在では約2.5倍の438件と急増している（表59）。

表59 出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数の推移（平成17年末現在） (件)

区分		年	平成13	14	15	16	17
行政事件	退去強制手続関係訴訟	提起件数	55	74	68	109	143
		不法入国・不法上陸	23	32	19	24	29
		不法残留	29	34	41	73	100
		刑罰法令違反等	3	8	8	12	14
行政事件	在留審査関係訴訟	提起件数	13	20	58	6	8
		期間更新	11	11	9	4	5
		資格変更	2	8	49	2	3
		再入国許可	—	—	—	—	—
		その他	—	1	—	—	—
行政事件	在留資格認定証明書手続関係訴訟	提起件数	—	1	5	7	17
		難民認定手続関係訴訟	8	52	53	25	52
		その他	9	4	6	19	28
民事事件			6	4	15	17	25
人身保護請求事件			—	—	—	—	2
提起件数（総数）			91	155	205	183	275
終了件数			42	74	133	155	192
年末係属件数			174	255	327	355	438

（注）訴訟法上の用語であって、一般的に言えば、付随的な又は派生的な事項に対して、基本的な事項を意味する場合に用いられる（高辻正巳ほか編『法令用語辞典』学陽書房、平成12年3月25日、661頁等参照）。入管関連訴訟実務上も、入国管理局に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第3条）又は国家賠償請求（国家賠償法に基づく請求）事件等につき、執行停止申立事件（同法第25条）等との対比といった観点から、本案事件の用語を用いている。

また、退去強制令書発付処分等の執行停止申立事件も、提起件数は、平成13年には58件であったものが、17年においては102件と約1.8倍となっている（注）（表60）。

（注）他方、係属件数は、17年末現在で28件にとどまっている。これは、一般に、執行停止申立事件は、その性質上、通常早期に決定がなされることによる。

表60 出入国管理関係訴訟(執行停止申立事件)提起件数の推移(平成17年末現在) (件)

区分		年	平成13	14	15	16	17
退去強制令書執行停止申立事件	提 起 件 数		49	56	42	95	101
	終 了	小 計	24	77	44	70	109
		却 下	7	7	9	4	16
		全部停止	-	-	2	4	2
		送還停止	12	42	28	54	72
		取 下 げ	5	28	5	8	19
	年 末 係 属 件 数	34	13	11	36	28	
その他の執行停止申立事件	受 理	9	-	51	4	1	
	終 了	小 計	-	9	51	2	3
		却 下	-	9	33	2	2
		全部停止	-	-	-	-	-
		送還停止	-	-	-	-	-
		取 下 げ	-	-	18	-	1
	年 末 係 属 件 数	9	-	-	2	-	
提 起 件 数 (総 数)	58	56	93	99	102		
終 了 件 数	24	86	95	72	112		
年 末 係 属 件 数	43	13	11	38	28		

平成17年に提起された本案事件の内訳を見ると、退去強制手続関係訴訟が143件、在留審査関係訴訟が8件、在留資格認定証明書手続関係訴訟が17件、難民認定手続関係訴訟が52件、その他(国家賠償請求事件等を含む。)が55件となっている。

入管関連訴訟は、昭和50年代までは、退去強制手続関係訴訟、それも不法入国等に係る事件が大勢を占めていたが、60年代から不法残留に係る事件が増加し、その後平成に入ってから是在留審査関係訴訟が増加し、平成2年から11年までの間、退去強制手続関係訴訟の提起件数を在留審査関係訴訟の提起件数が上回る状態が続いた。しかしながら、10年頃から難民認定手続関係訴訟が急増し、17年においては、全体の提起件数の約18.9%を占めるに至っている。また、退去強制手続関係訴訟についても、難民該当性を有すること等を理由に訴訟を提起する事案が増加しており、12年以降、再び在留審査関係訴訟の提起件数を上回る状態となってきている。

そして、平成16年6月9日に、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)は一部改正され(以下「改正行訴法」という。)、出訴期間の延長、原告適格の緩和、教示制度の新設、更には、執行停止の要件の緩和等の変更がなされ、平成17年4月1日に施行されているが、改正行訴法施行後、退去強制令書発付処分を受けた外国人の配偶者である日本人が原告となり、配偶者である外国人に対する退去強制令書発付処分等の取消を求める訴訟なども提起されている。

このように、入管関連訴訟は、かつての退去強制手続関連訴訟を中心とした時代と比較して複雑多様化の一途をたどっている。

第1節◆在留審査関係訴訟

平成13年から17年までの間に提起された在留審査関係の不許可処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ105件となっており、その内訳は、在留期間更新不許可処分取消訴訟が40件、在留資格変更不許可処分取消訴訟が64件、その他が1件となっている。

この間の在留審査関係訴訟に係る提起件数は、平成14年まではおおむね年間10～20件台で推移していたが、15年には58件と急増している。しかし、58件のうち57件は年内に取下げられ、16年の提起件数は6件、17年の提起件数も8件にとどまるなど係属件数としては、近年落ち着きを見せている。

その背景としては、日本人の配偶者に関する訴訟の提起件数との関連を指摘することができる。すなわち、いわゆる偽装結婚、あるいは、法律上は日本人の配偶者ではあるものの婚姻関係の実態が形骸化していること等を理由として、在留資格「日本人の配偶者等」への資格変更不許可処分又は在留期間更新不許可処分を受けた外国人が、かかる処分を不服として取消請求を提起するものであるが、かかる訴訟については、当初、下級審の段階で、「日本人の配偶者等」の在留資格を付与するためには、法律上有効な婚姻関係さえあれば足りるとの見解を採用していた（東京地方裁判所平成5年3月22日判決、同裁判所6年4月28日判決）こともあり、提起件数が急増した時期があった。

しかし、その後、法律上の婚姻関係が継続しているとしても、日本人の配偶者との婚姻関係が回復し難いまでに破綻し、互いに婚姻関係を維持、継続する意思もなく、婚姻関係がかかる実体を失い形骸化しているような場合には、在留資格「日本人の配偶者等」の資格該当性は認められないとの行政解釈を採用する内容の判決が定着するようになり（東京高等裁判所平成8年5月30日判決、同裁判所10年2月25日判決、同裁判所12年5月31日判決）、そして、最高裁判所が、日本人との婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている外国人は、その活動が日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するということができず、出入国管理及び難民認定法別表第二所定の在留資格「日本人の配偶者等」の在留資格取得の要件を備えているとはいえない旨判断して（最高裁判所14年10月17日判決）、司法が在留資格「日本人の配偶者等」に係る法的解釈についての最終的判断をしたことが、訴訟提起件数が落ち着いた大きな要因になったと考えられる。

第2節◆退去強制手続関係訴訟

平成13年から17年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟の提起件数は延べ449件であり、その内訳は、不法入国・不法上陸に係る事案が127件、不法残留に係る事案が277件、刑罰法令違反等に係る事案が45件となっている。

退去強制手続関係訴訟の提起件数は、平成13年には55件であったものが、17年には143件と急増している。これは難民認定手続関係訴訟（後記第4節）と同様、難民該当性を有すること等を理

由に訴訟提起する事案が増加していることと関連がある。また、内訳別では、特に刑罰法令違反等について、13年の3件から、17年には14件と増加が顕著となってきているが、刑罰法令違反等に対する判決内容は、売春防止法違反で逮捕された外国人が、日本人と婚姻関係にあり、日本人の配偶者も本邦における婚姻生活を強く希望している等の事情があり、犯罪の悪質性も認められないとしても、在留特別許可を付与すべき事情があるとは認められないとした法務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用はない旨判示した（東京高等裁判所13年12月12日判決）ように外国人に対して厳しい傾向がある。

退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟は、退去強制事由に該当しないとして争われた事例は極めて少なく、退去強制事由に該当することを認めながらも、異議の申出に対する法務大臣等の裁決において、裁決の特例として在留特別許可を与えなかったことについて「裁量権の範囲を超え又はその濫用があった」（行政事件訴訟法第30条）として争うものがほとんどである。

なお、退去強制令書発付処分を受けた外国人の配偶者である日本人が、配偶者に対する退去強制令書発付処分等の取消しを求めた訴訟において、改正行訴法9条2項を参酌、勘案しても、外国人の配偶者である日本人が、婚姻や介護の必要性を主張して出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく異議の申出は理由がない旨の裁決及び退去強制令書発付処分の取消請求訴訟につき、原告適格を有することはできないとして、原告適格を否定し請求を却下している（東京地方裁判所平成17年11月18日判決）。

第3節◆退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立て

行政事件訴訟法は、処分の取消訴訟が提起された場合でも、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定し、執行不停止の原則を採用している（同法第25条第1項）。しかし、判決が出るまでの間、原告の法的地位を暫定的に保全する必要性や、原告に著しい損害が生じて判決による権利救済が無意味となることを防止する必要性があることから、①適法な本案訴訟が提起されて裁判所に係属していること、②重大な損害を避けるための緊急の必要性があること（注）、③公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのないこと、④本案について理由がないと見えるときに当たらないことの各要件を満たすものについては、行政処分の効力、処分の執行又は手続の続行を停止することができることとされている（同条第2項及び第3項）。退去強制令書発付処分等取消訴訟においても、取消訴訟を提起した者から裁判所に対し執行停止の申立てがなされることが多い。

平成13年から17年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立ての提起件数は延べ408件であり、その内訳は、退去強制令書発付処分取消請求事件に係るものが343件、その他（収容令書発付処分取消請求事件等）が65件である。

退去強制令書発付処分取消請求訴訟に係る裁判所の決定としては、①却下（収容部分、送還部分ともに執行不停止）、②収容部分及び送還部分の全部を停止するもの（全部停止）、③送還部分

に限った一部を停止するもの（送還停止），がある。傾向としては，③送還停止の決定がなされるケースが多いが，前記「本案について理由がないと見えるとき」に当たると判断され，①却下（執行不停止）の決定がなされるケースもあり，例えば，偽造旅券を行使して8回にもわたる不法入国を繰り返し，8回目の不法入国に際しては，入国を容易にするため隠ぺい工作までしていること等出入国管理行政の適正を害することはなほだしく，加えて日本人と婚姻関係にあるとはいふものの，日本人配偶者との間の婚姻関係が安定的なものとして，既に相当期間確立していたといふことはできない等からすると，『本案について理由がないと見えるとき』に当たるとして申立てを却下した決定がある（東京地方裁判所平成17年10月19日決定）。

（注）改正行訴法施行により改正前の「回復困難な損害」を「重大な損害」に改めた。

第4節◆難民認定手続関係訴訟

平成13年から17年までの間に提起された難民不認定処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ190件，この間の年間平均の提起件数は38件と急増傾向にある。この傾向を8年から12年までの5年間と比較すると，8年から12年までの間に提起された難民認定手続関係訴訟の提起件数は延べ84件，この間の年間平均の提起件数は16.8件であった。前記第2節のとおり，退去強制手続関係訴訟においても難民該当性の有無が争点となる事案が急増しており，近年の入管関連訴訟の中心を占めるものとなってきている。

その間の判決では，法務省入国管理局職員が，難民認定手続関係訴訟審理中に原告の主張に対し反論するため，原告の本国へ出張して証拠を収集する等の調査を行い，かかる調査結果等を報告書として裁判所に証拠提出したところ，原告が違法収集証拠である証拠能力がない旨主張したことについて，訴訟の一方の当事者が相手方の主張に反論するため，当該訴訟の審理中に新たな調査を行うことは，何ら妨げられる性質のものではなく，少なくとも，証拠の作成過程において，原告に対し証拠能力を否定するほどの重大な法益侵害があったとか，違反行為の態様が証拠能力を否定すべきほどに著しく信義則に反し若しくは公序良俗にもとるなどの事情は，証拠上うかがえない」として原告の主張を退ける旨判示し，控訴審においても維持された裁判例がある（原審東京地方裁判所平成17年2月25日判決，控訴審東京高等裁判所17年9月28日判決）。

また，本国及び本邦における反政府活動を理由に本国政府からの迫害を主張した事件において，当該外国人による本国の状況に関する供述内容が，出身国情報と一致していても，本国政府から迫害を受けるおそれがあったことを基礎づける事実であるとはいえず，当該外国人は虚偽またはその疑いのある供述をしていることからすれば，当該外国人の供述中の他の部分についても自ずとその信憑性には疑問を抱かざるを得ないとして，難民不認定処分等の取消しを命じた第一審判決を取消し処分は適法であるとした裁判例もある（東京高等裁判所平成16年11月30日判決）。